

第2次南関町障がい者プラン



熊本県南関町
平成 24 年3月

はじめに



南関町では、平成 19 年 3 月に「南関町障害者プラン」を策定し、「障害を持つ人も持たない人も ともに助け合って暮らせる やさしいまちづくり」を基本理念として、障がい者の生活を支援する様々な施策に取り組んでまいりました。

この間、国においては障害者基本法や障害者自立支援法などの改正が行われ、また、今後、障害者総合支援法（仮称）の制定が予定されるなど、障がい者を取り巻く制度は、目まぐるしく変化を続けています。

こうした状況に対応するとともに、南関町においては、「南関町障害者プラン」が計画期間を終了するため、これまでの計画の基本理念や基本目標を踏まえながら、新たな課題の解決を図るべく、「第 2 次南関町障がい者プラン」を策定いたしました。計画の策定にあたりましては、障がい者やその家族の想いを反映するため、アンケート調査を実施するなど、幅広くご意見をいただきました。また、この計画と同時に策定した「第 2 次南関町地域福祉計画」との整合を図りながら計画内容を検討してまいりました。

今後は、この計画の基本理念である「障がいを持つ人も持たない人も ともに助け合って暮らせる やさしいまちづくり」の実現に向けて、障がい者施策を計画的に進め、支援の充実に努めてまいりますので、関係者の皆様や町民の皆様のさらなるご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして、南関町地域福祉計画等策定委員会の委員の皆様をはじめ、地域自立支援協議会や関係団体調査等を通じまして、貴重なご意見や多大なるご協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

南関町長 上田 数吉

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 障がい者を取り巻く現状	5
1 人口の状況	5
2 障がい者の状況	6
3 アンケート調査からみた障がい者の状況	9
第3章 計画の基本方針	24
1 基本理念	24
2 基本目標	24
3 計画の体系	25
第2部 各論	27
第1章 障がい者理解の促進と障がい者を支える人づくり	28
1 啓発広報活動の推進	29
2 ボランティア活動等の促進	33
第2章 とともに育ち学べる保育・教育環境づくり	35
1 早期療育と保育・義務教育の充実	36
2 高校等での教育の充実	41
第3章 能力を活かして働ける就労環境づくり	42
1 雇用機会・場の確保	43
2 就労支援の充実	47

第4章	自分らしく生活できる環境づくり	49
1	在宅福祉サービスの充実	50
2	居住系サービスや施設福祉サービスの充実	52
3	情報提供・相談支援体制の充実	54
4	生活安定施策の充実	58
5	権利擁護・虐待防止の推進	60
第5章	健やかに生活するための保健医療体制づくり	63
1	予防と早期発見、治療の充実	64
2	医療サービスの充実	67
第6章	生きがいを持って生活できる環境づくり	69
1	文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進	70
第7章	バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	73
1	公共施設等の整備	74
2	道路や交通・移動手段、住まいの整備	76
3	防災対策の推進	79
第3部	方法論	83
第1章	障がい福祉サービス等の展開	84
1	第2期計画の実績と評価	84
2	平成26年度の数値目標	89
3	障がい福祉サービスの内容と見込量	91
4	地域生活支援事業の内容と見込量	95
5	サービスを円滑に実施するための方策	98
第2章	計画の推進に向けて	99
1	計画の進行管理	99
2	庁内の連携体制	99
3	町民・関係団体等との協働	99
4	国・県・有明圏域各市町との連携	99
第4部	資料編	101
1	計画策定の経緯	102
2	南関町地域福祉計画等策定委員会設置要綱	103
3	南関町地域福祉計画等策定委員会 委員名簿	105
4	用語解説	106

第 1 部 総 論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

国では個人の尊厳が尊重され、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、社会福祉基礎構造改革の一環として平成12年に「介護保険制度」、平成15年には「支援費制度」が施行され、社会で支えあう障がい者福祉施策の新たな枠組みがつけられました。支援費制度の施行により、新たにサービスの利用が増えるなど、障がい者等が地域生活を進める上での支援が大きく前進しました。しかし、制度をより安定的かつ効率的なものとする、障がい種別によって異なっている障がい福祉サービスの体系や、公費負担医療の利用のしくみ等を一元的なものとする、などの課題に対し抜本的な改革が必要となり、「障害者自立支援法」が平成18年に施行されました。

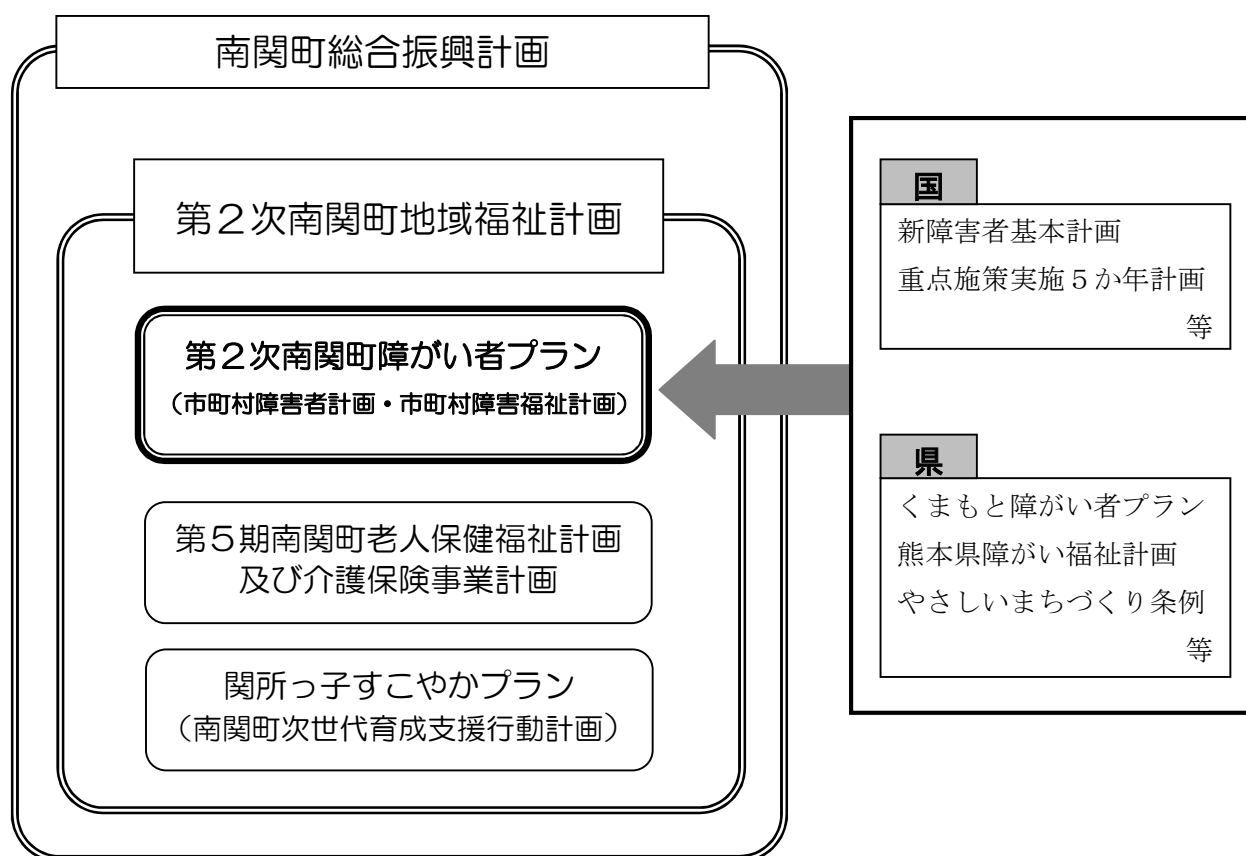
さらに、障がい者の権利条約を批准することに伴い、また、障がい者からみたサービスの向上を目指して、「障害者総合支援法」（仮称）の制定などが予定されています。平成22年12月には、障害者自立支援法が改正され、「障害者総合支援法」（仮称）を見直すまでに早急に対応を要する事項が定められています。

本町においてはこれまで、障害者基本法に基づき平成19年3月に「南関町障害者プラン」を策定し、一貫した施策の推進を図ってきました。また、障害者自立支援法に基づき平成21年3月には、「南関町第2期障害福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの提供に関わる取り組みを行ってきました。

今後も、障害者基本法及び障害者自立支援法に基づき、より一層障がい者福祉施策を充実させるために、「南関町障害者プラン」の見直しを図るとともに、新たに「障害者総合支援法」の内容を盛り込んだ「第2次南関町障がい者プラン」（以下、「本計画」）を策定します。

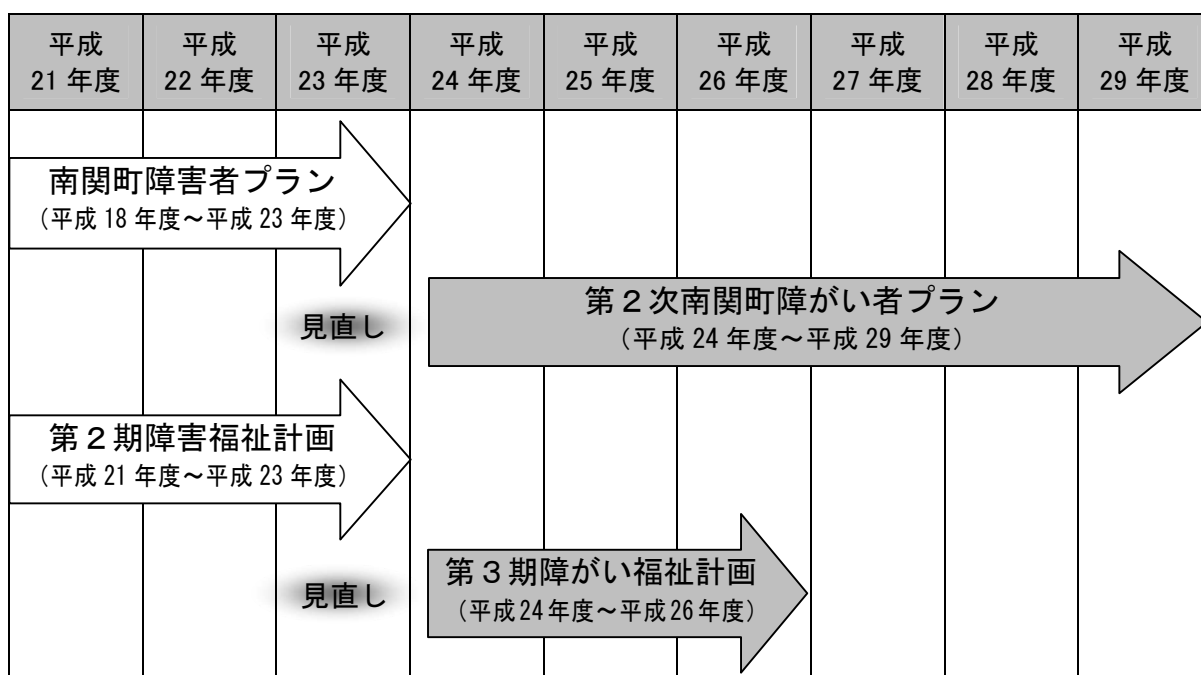
2 計画の位置づけ

- 本計画は、『障害者基本法』（第11条）の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者に関わるすべての施策の基本的方向性を定める計画であるとともに、「障害者自立支援法」（第88条）の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービス等の見込量やその確保策等を定める計画です。
- 本計画は、『障害者基本法』に基づく「市町村障害者計画」と『障害者自立支援法』に基づく「市町村障害福祉計画」の2つの計画を一体的な計画として策定するものです。
- 本計画は、「南関町総合振興計画」を上位計画とし、「第2次南関町地域福祉計画」や「第5期南関町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「関所っ子すこやかプラン（南関町次世代育成支援行動計画）」等の関連計画と整合性を図りながら策定するものです。



3 計画の期間

- 本計画の期間は、平成 24 年度から平成 29 年度までの6か年とします。
- 「市町村障害福祉計画」に該当する部分については、障害者自立支援法の規定により、平成 24 年度から3年間を第3期計画とします。
- その他、障がい者を取り巻く社会情勢の変化や関連法制度の変更等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、サービスを利用する障がい者等の需要を適切に把握するとともに、障がい者等や関係者の意見を反映させるため、次の体制を整備しました。

(1) 南関町地域福祉計画等策定委員会の開催

計画策定にあたっては、保健福祉分野の関係機関・団体の代表や学識経験者、行政関係者等18名で構成する「南関町地域福祉計画等策定委員会」を設置し、同時期に見直しを行う「南関町地域福祉計画」とあわせて、計画案に対して様々な立場からご意見等をいただきました。

(2) 町民（当事者）の意向把握

計画の策定にあたり、障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査を実施し、町民の意見・要望等を踏まえて、計画を策定しました。

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 人口の状況

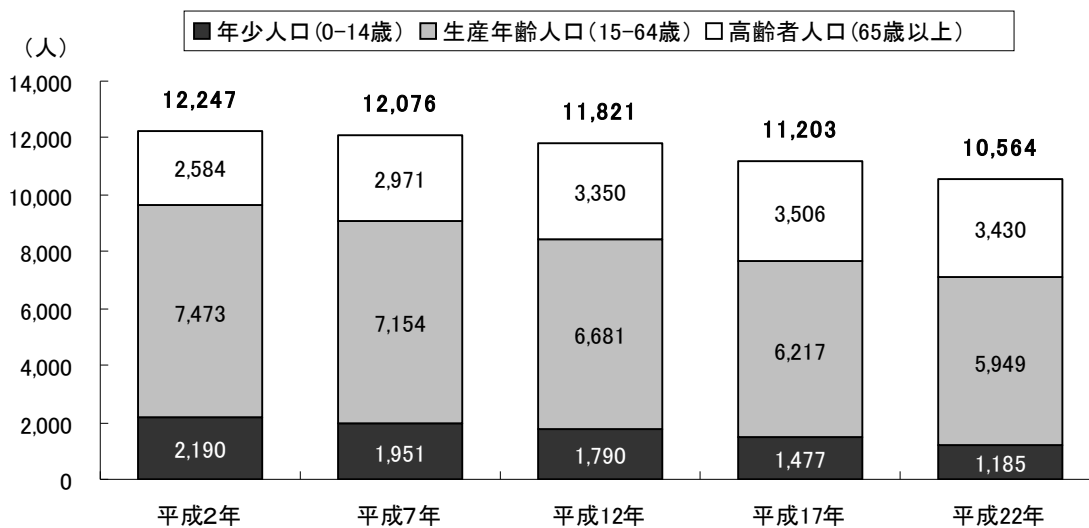
本町の総人口は国勢調査によると平成2年の12,247人から平成22年の10,564人へと大きく減少し、この20年間で約15%の減少となっています。

年齢階層別にみると、65歳以上（高齢者人口）の総人口に占める割合の上昇傾向が顕著で、構成比（高齢化率）は平成2年の21.1%から平成22年には32.5%に達し、11.4ポイントの上昇となっています。平成22年の高齢化率を全国平均（22.8%）や熊本県平均（25.5%）と比べると、本町は早いスピードで高齢化が進行していることとなります。

一方、0～14歳（年少人口）の総人口に占める割合は減少傾向であり、同期間で約6.7ポイントの減少となっており、高齢化とともに少子化の進行もうかがえます。

人口は減少していきませんが、高齢化の進行に伴い今後も障がい者の数は増加していくものと見込まれます。

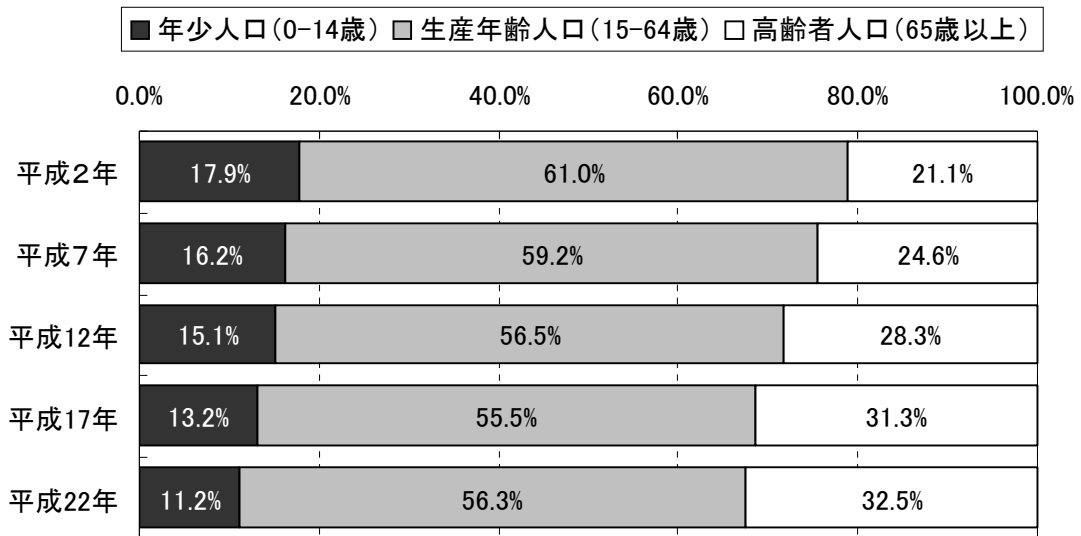
【人口の推移】



※年齢不詳を含むため合計が一致しない場合があります。

資料：国勢調査

【年齢階層別人口割合の推移】



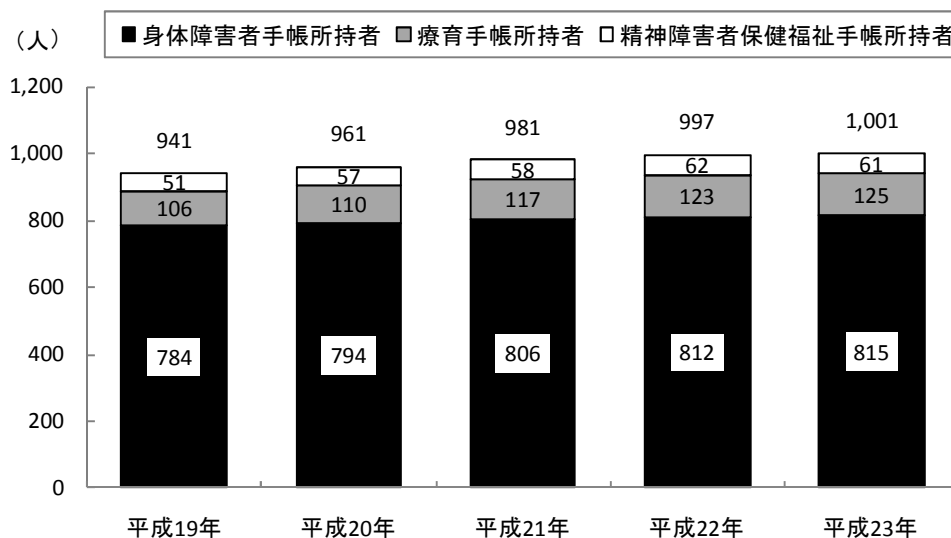
資料：国勢調査

2 障がい者の状況

(1) 障がい者総数

本町の障害者手帳所持者数は年々増加しており、平成23年には1,001人と過去5年間で最も多くなっています。そのうち身体障がい者は81.4%と多数を占めています。

【障害者手帳所持者数の推移】

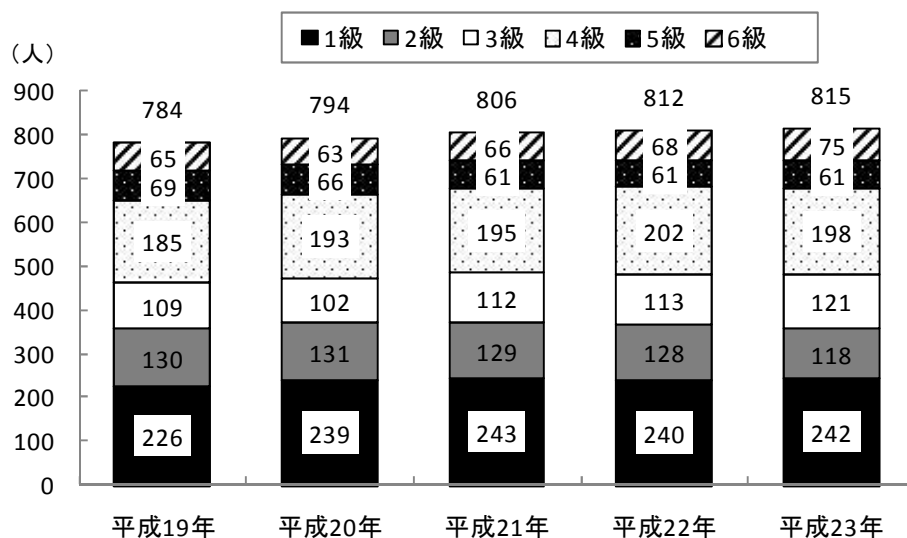


資料：福祉課

(2) 身体障がい者数

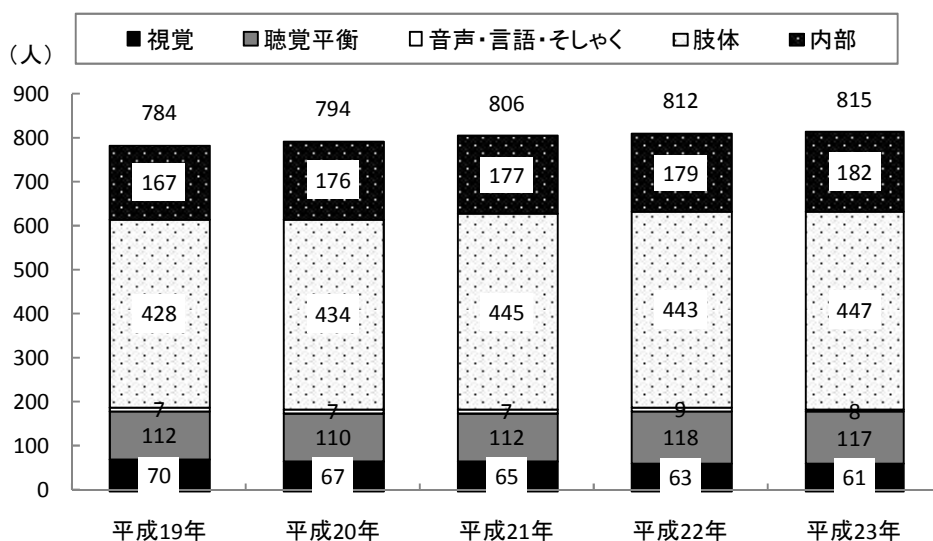
身体障害者手帳所持者数は、増加傾向にあります。平成23年の身体障害者手帳所持者数は、815人となっており等級別にみると、1級から4級までの重度・中度の障がい者が多いことがわかります。また、部位別にみると、肢体不自由が多く、全体の約半数を占めており、次いで内部障がい、聴覚平衡機能障がいが続いています。

【身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移】



資料：福祉課

【身体障害者手帳所持者数（部位別）の推移】

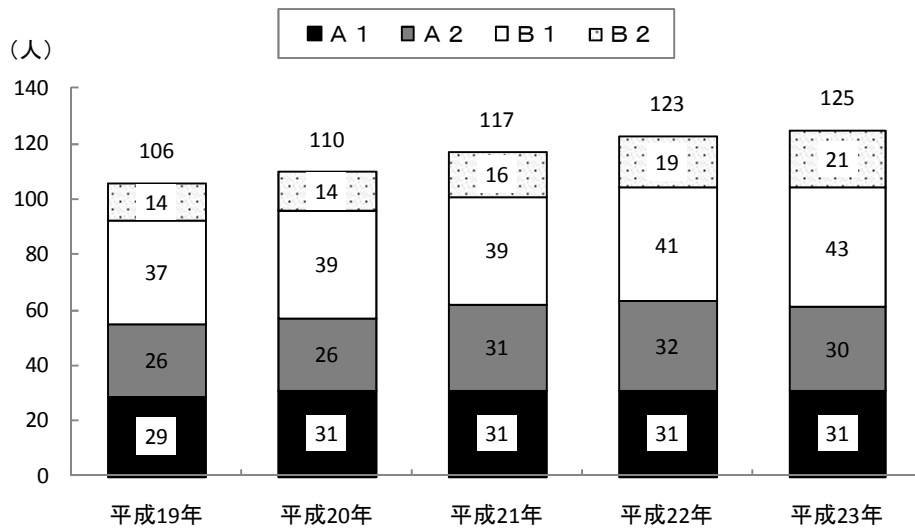


資料：福祉課

(3) 知的障がい者数

療育手帳所持者数は増加傾向にあります。平成23年の療育手帳所持者数は125人で、そのうち重度と中度の障がい者が多くを占めています。

【療育手帳所持者数（等級別）の推移】

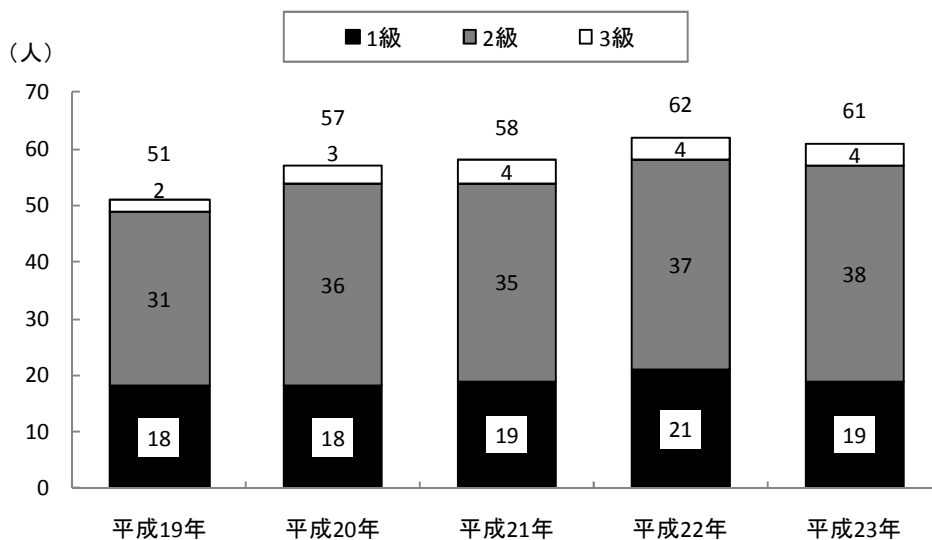


資料：福祉課

(4) 精神障がい者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増減を繰り返しています。平成23年の所持者数は61人で、そのうち2級が最も多く、62.3%を占めています。

【精神障害者手帳所持者数（等級別）の推移】



資料：福祉課

3 アンケート調査からみた障がい者の状況

計画策定の基礎資料として、身体・知的・精神障がいのある市民の生活実態や福祉サービスの利用状況・利用意向、行政に対する要望等を把握するため、下記の調査を実施しました。

	身体障がい者 調査	知的障がい者 調査	精神障がい者 調査	計
調査対象	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	
調査方法	郵送配布、郵送回収による郵送調査			
標本数				300人
回収数				191人
回収率				63.7%
調査期間	平成23年9月			
図表の見方	<ul style="list-style-type: none"> ● 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。 ● 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。 ● 図表中において、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。 ● グラフ中の「N数（number of case）」は、それぞれの設問への回答者数を表しています。 			

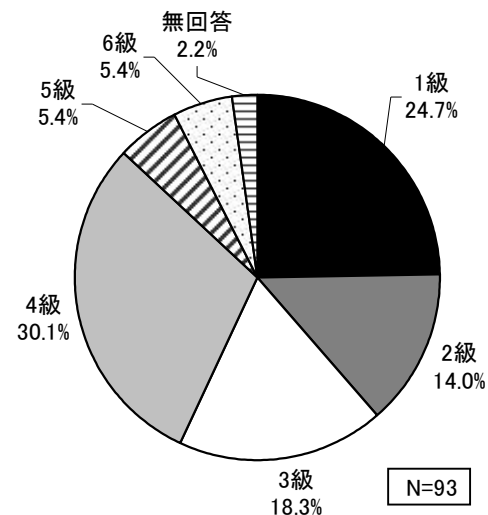
(1) 回答者の障がいの等級、障がいの種類について

①身体障がい者の状況（身体障害者手帳の等級、障がいの種類）

身体障がいの程度（身体障害者手帳の等級）は、「3級」と「4級」を合わせた中度の等級が48.4%と高く、次いで「1級」「2級」の重度の等級が38.7%、「5級」「6級」が10.8%となっています。

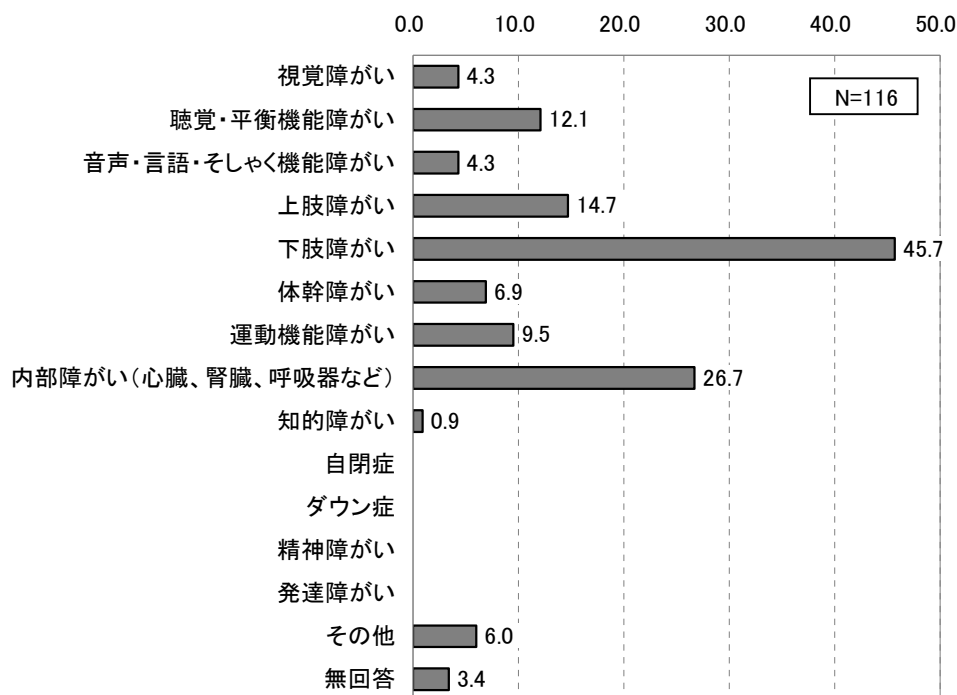
身体障がい者の障がいの種類をみると、「下肢障がい」が45.7%と最も高く、次いで「内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器など）」が26.7%、「上肢障がい」が14.7%、「聴覚・平衡機能障がい」が12.1%となっています。

■ 身体障害者手帳の等級 ■



■ 身体障がい者の障がいの種類 (複数回答) ■

(%)



【身体障害者手帳の等級について】

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付するものです。

○交付対象者

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいがあるもの

別表に定める障がいの種類（いずれも、一定以上で永続することが要件とされている）

- ① 視覚障がい
- ② 聴覚又は平衡機能の障がい
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障がい
- ⑥ ぼうこう又は直腸の機能の障がい
- ⑦ 小腸の機能の障がい
- ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい
- ⑨ 肝臓の機能の障がい

○障がいの程度

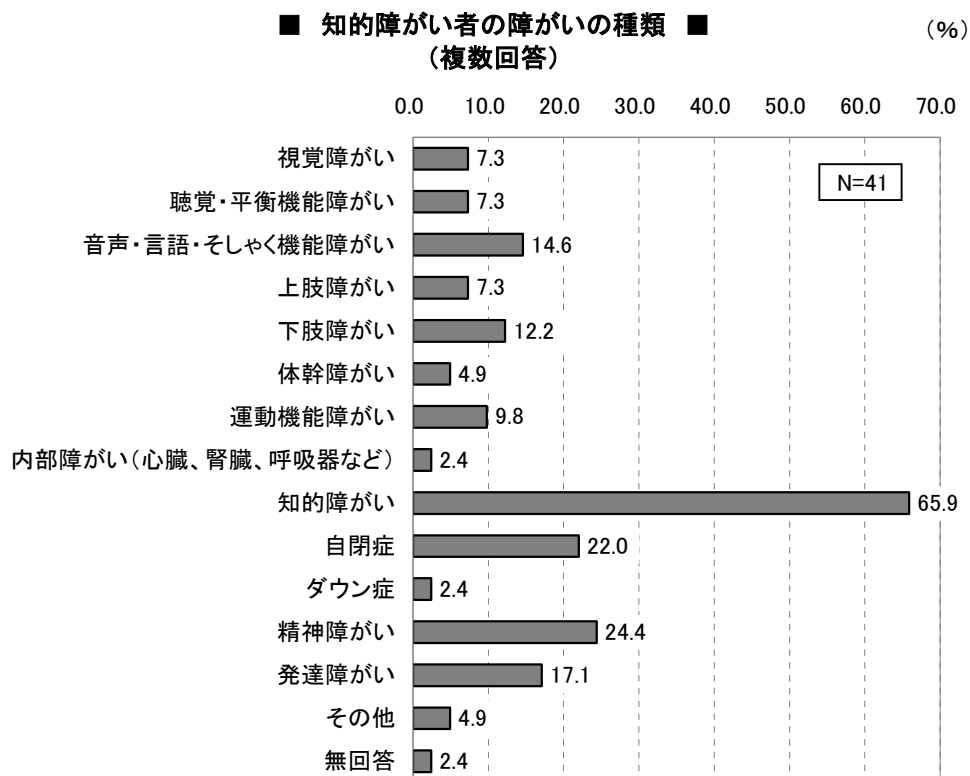
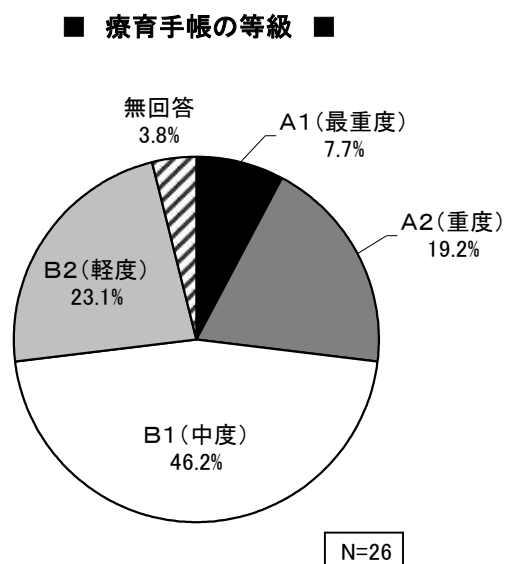
法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障がいの種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められています。

②知的障がい者の状況（療育手帳の等級、障がいの種類）

知的障がいの程度（療育手帳の等級）は、「B1（中度）」と「B2（軽度）」を合わせた中軽度の割合が69.3%と高くなっています。「A1（最重度）」「A2（重度）」を合わせた重度の割合は26.9%となっています。

知的障がい者の障がいの種類をみると、「知的障がい」が65.9%と最も高く、次いで「精神障がい」が24.4%、「自閉症」が22.0%となっています。

知的障がいに加え身体障がいや精神障がいも同時に抱えている方がいる現状が見受けられます。



【療育手帳の等級について】

知的障がい児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付するものです。（根拠：療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知））

○交付対象者

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいであると判定された者に対して交付されます。

○障がいの程度及び判定基準

重度（A）とそれ以外（B）に区分

・重度（A）の基準

- ① 知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者
 - ・食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。
 - ・異食、興奮などの問題行動を有する。
- ② 知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者

・それ以外（B）の基準

重度（A）のもの以外

※熊本県では、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に分かれています。

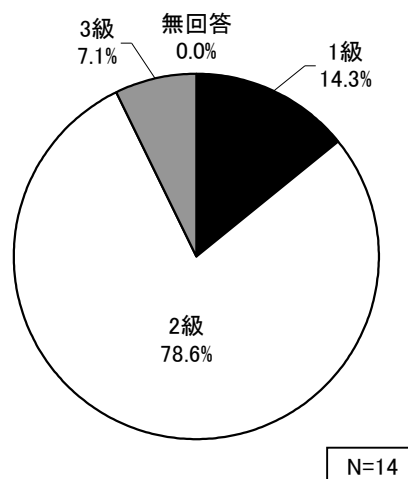
③精神障がい者の状況（精神障害者保健福祉手帳の等級、診断名）

精神障がいの程度（精神障害者保健福祉手帳の等級）は、「2級」が78.6%と大半を占めています。

精神障がい者の障がいの種類をみると、「精神障がい」が93.8%と大半を占めています。また、わずかながら身体障がいを持つ方もいます。

精神疾患の種類をみると、「統合失調症、妄想性障がい、非定型精神症」が46.9%と最も高く、次いで「気分（感情）障がい、（躁うつ病・うつ病を含む）」が18.8%となっています。

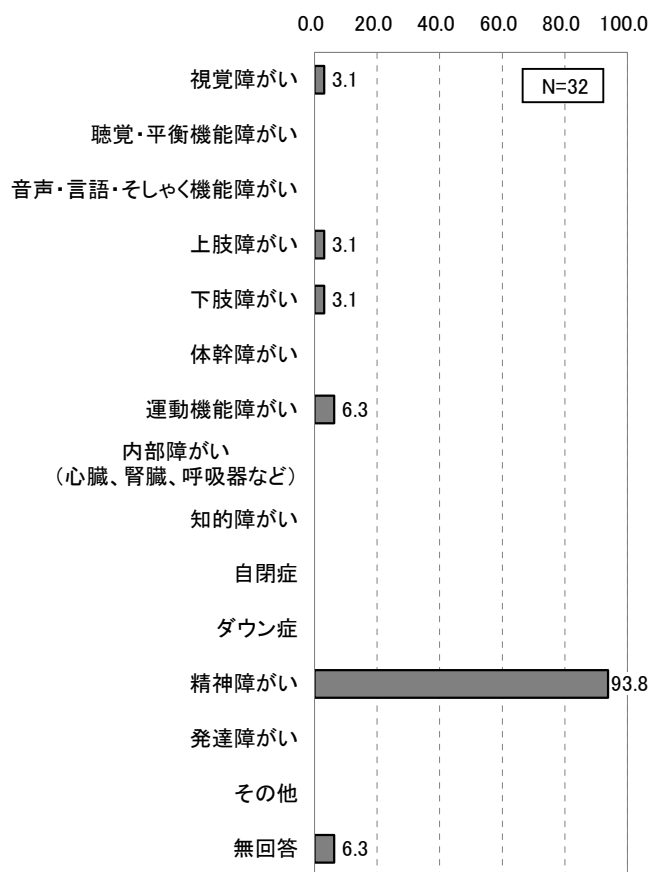
■ 精神障害者保健福祉手帳の等級 ■



■ 精神障がい者の障がいの種類 ■

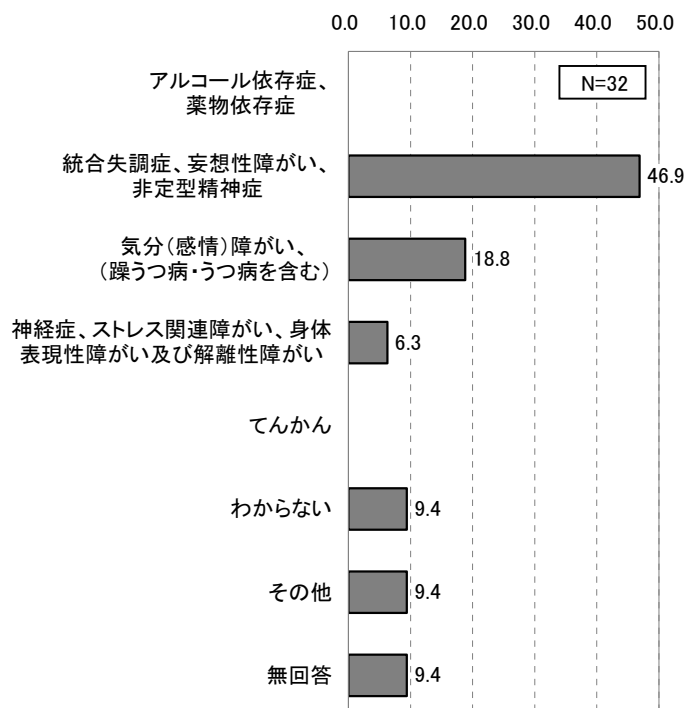
(複数回答)

(%)



■ 精神疾患の種類 ■

(%)



【精神障害者保健福祉手帳の等級について】

一定の精神障がいの状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的として、都道府県知事又は指定都市市長が交付するものです。（根拠：精神保健福祉法第45条）

○交付対象者

次の精神障がいの状態にあると認められた者に交付されます。

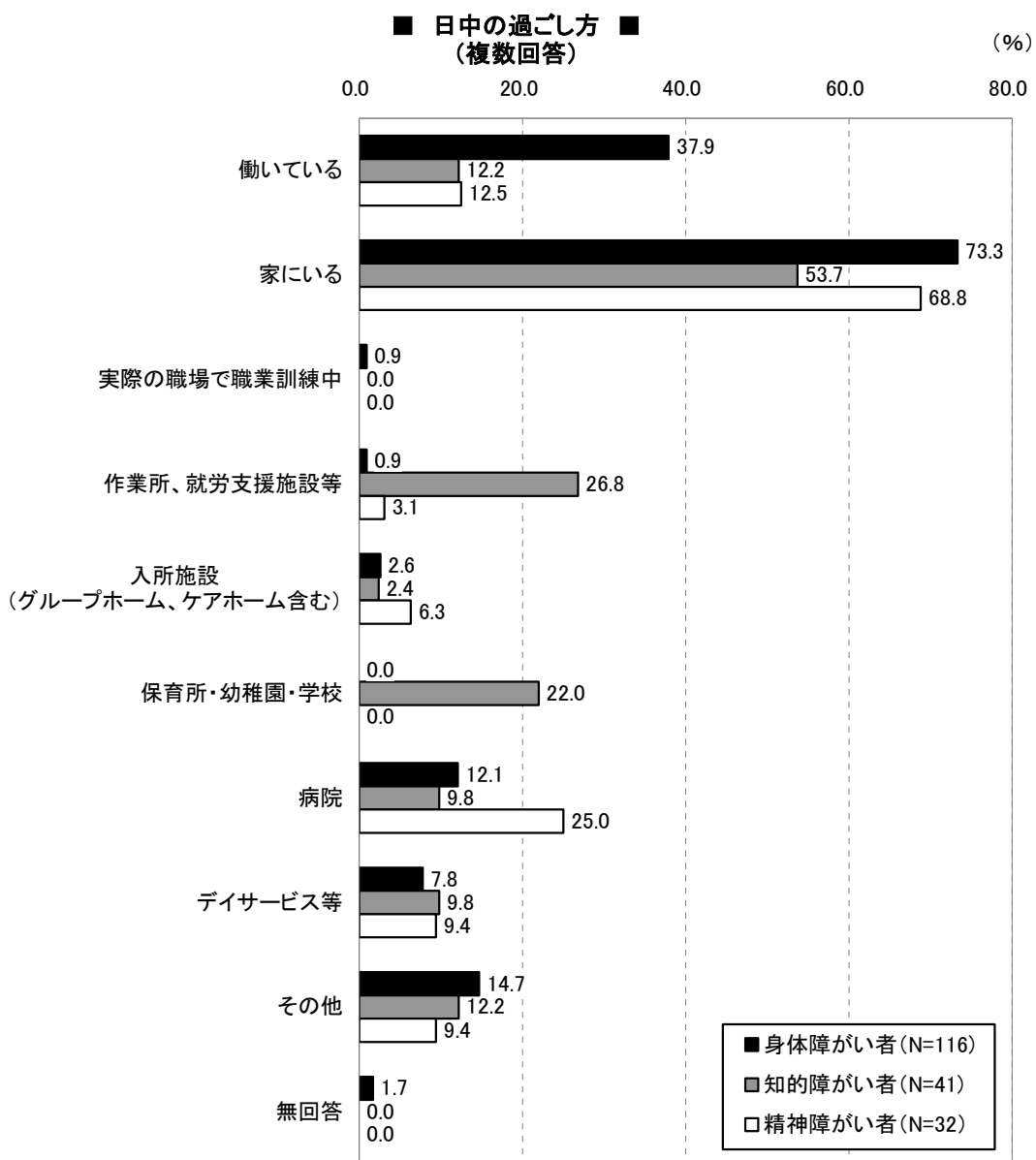
精神疾患の状態と能力、障がいの状態の両面から総合的に判断し、次の3等級とします。

- 1級：精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 2級：精神障がいであって、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 3級：精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(2) 生活状況について

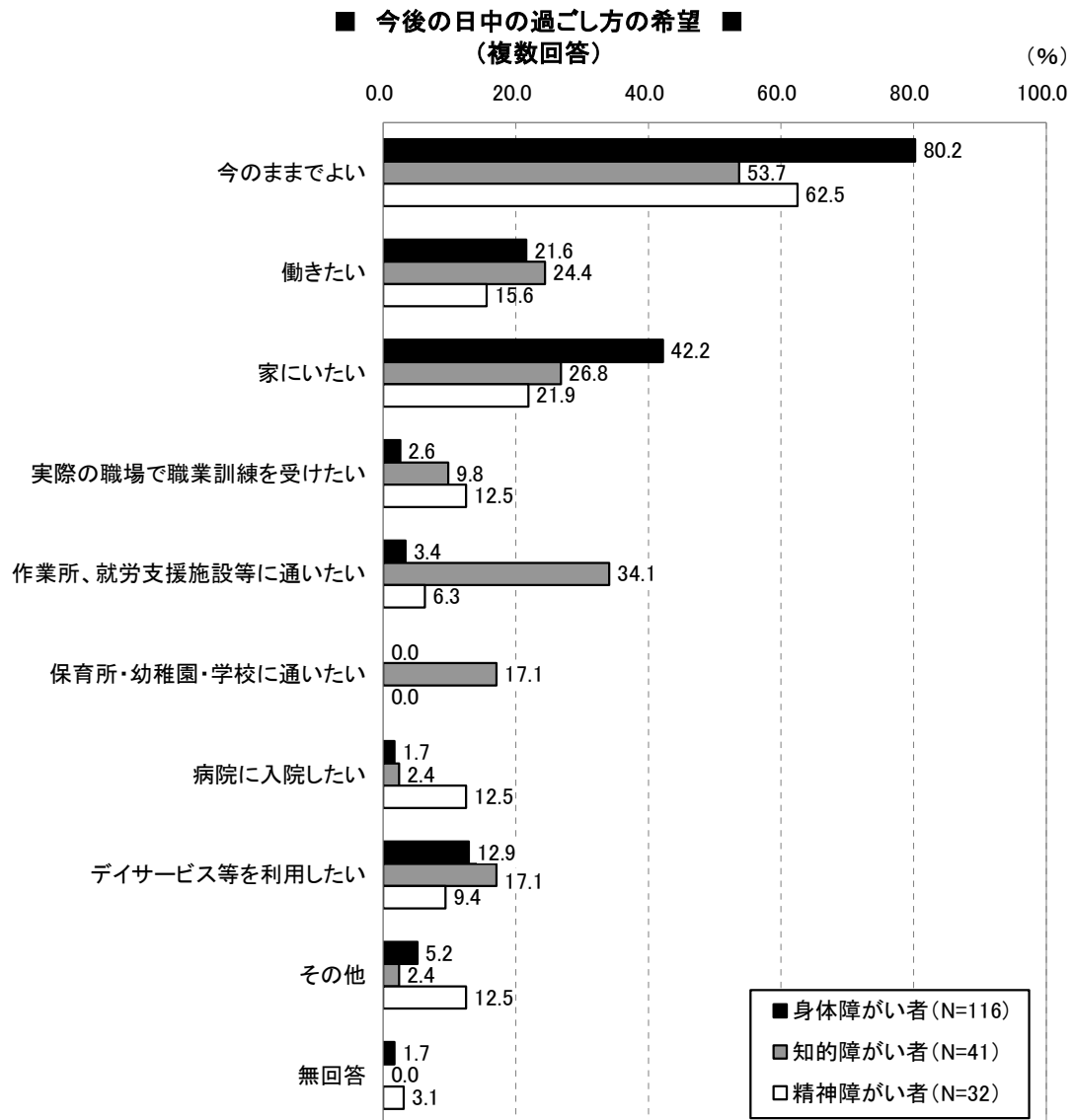
①日中の過ごし方

身体・知的・精神障がい者それぞれにおいて、主に「家にいる」人が最も高くなっています。次いで、身体障がい者では「働いている」が37.9%、知的障がい者では「作業所、就労支援施設等」が26.8%、精神障がい者は「病院」が25.0%となっています。



②今後の日中の過ごし方の希望

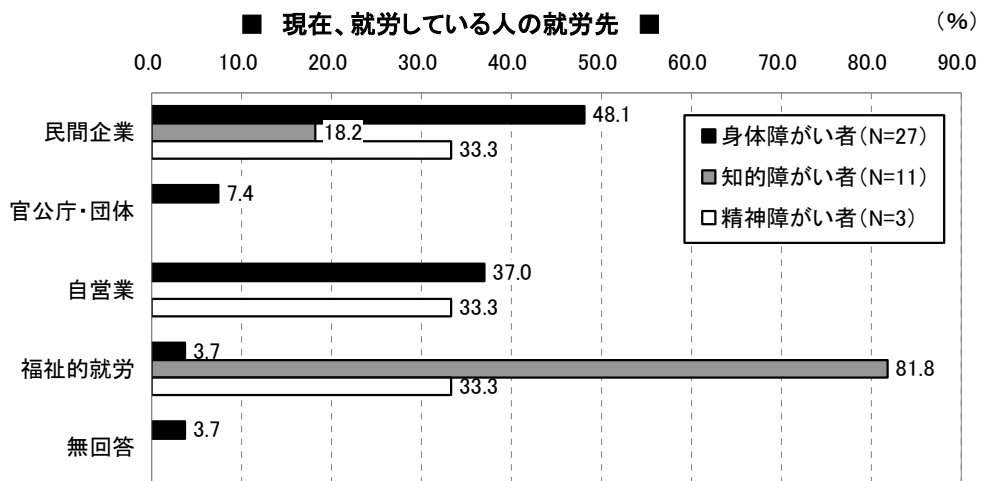
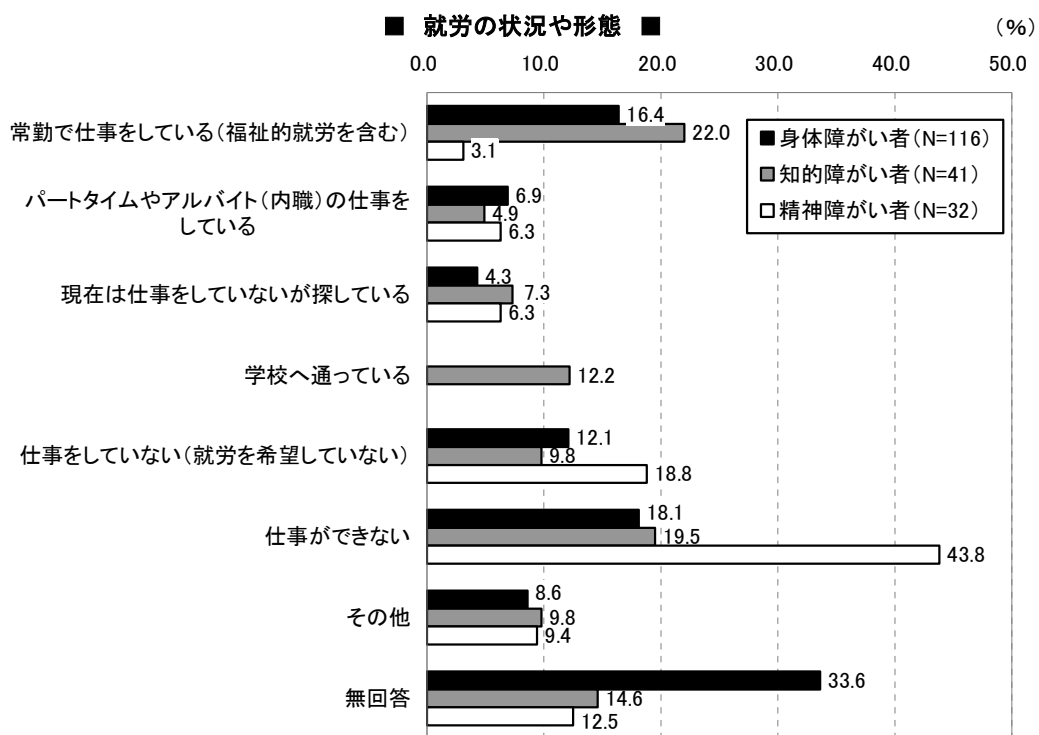
身体・知的・精神障がい者それぞれにおいて、「今のままでよい」が最も高くなっており、現在の生活を今後も希望している方が多いことがうかがえます。



(3) 就労状況について

①現在の就労状況

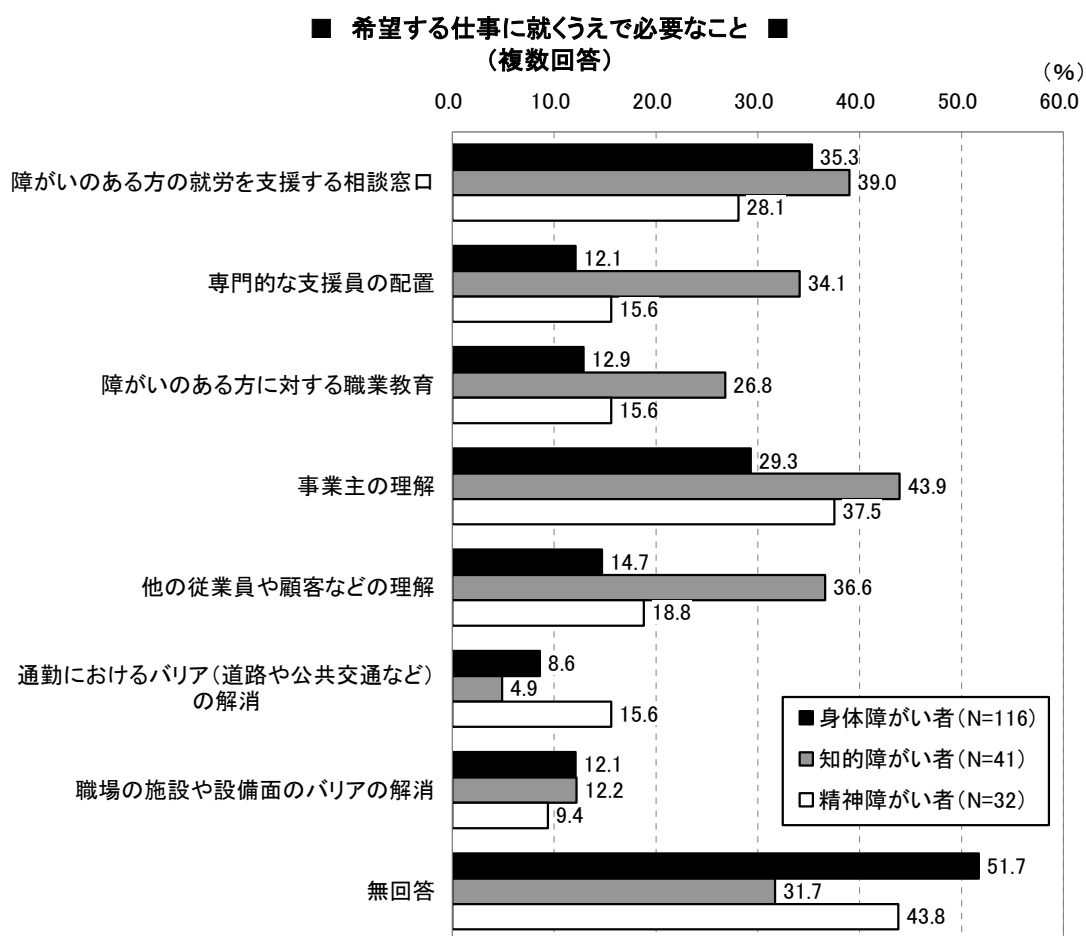
現在何らかの形で働いている方は身体障がい者では23.3%、知的障がい者では26.9%、精神障がい者では9.4%となっています。就労先をみると、身体障がい者では「民間企業」48.1%と「自営業」37.0%が主な就労先となっており、知的障がい者では「福祉的就労」81.8%が主な就労先となっています。



②障がい者が働くために必要な環境

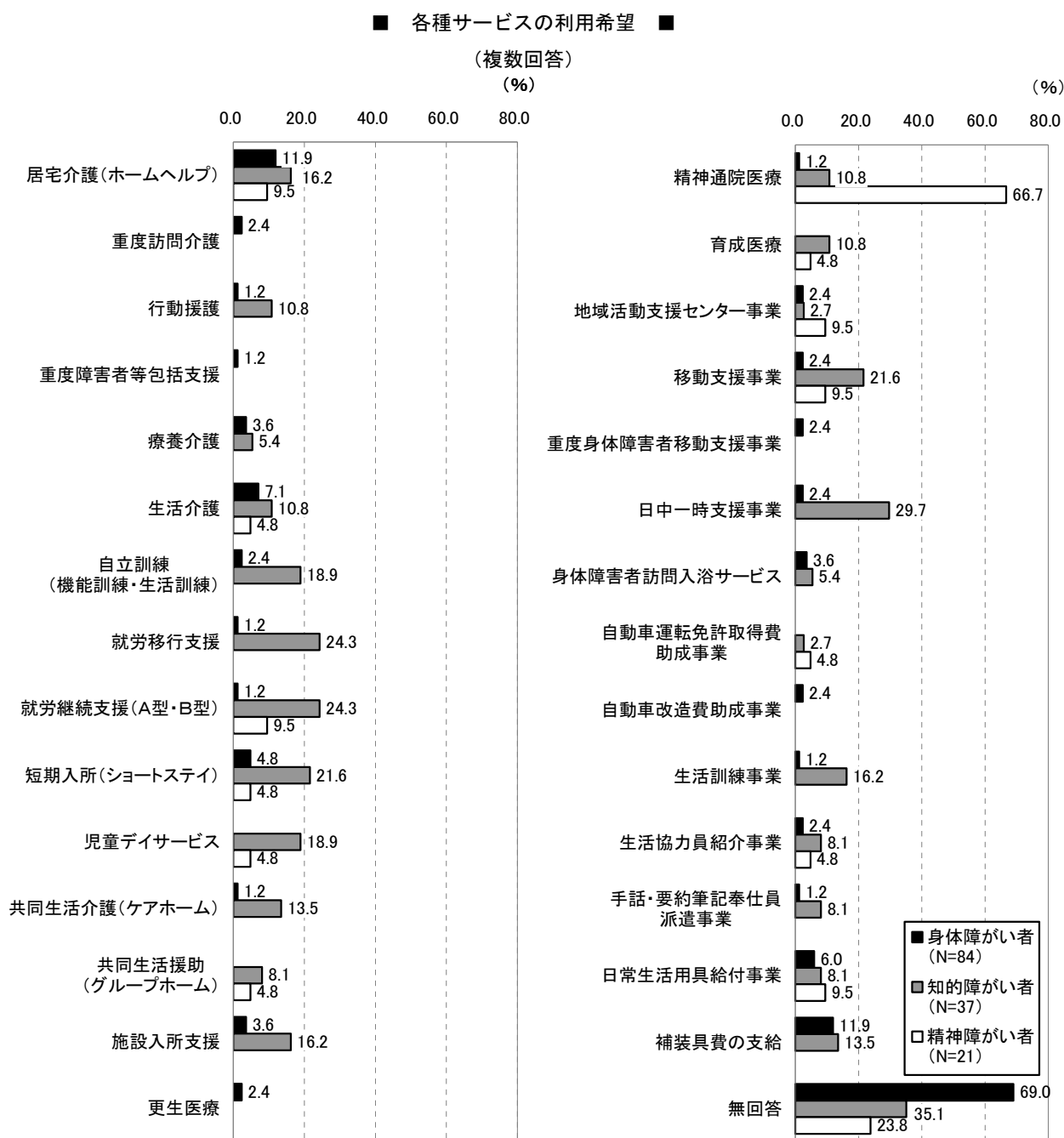
身体・知的・精神障がい者それぞれにおいて「障がいのある方の就労を支援する相談窓口」と「事業主の理解」が1位・2位と高くなっています。

そのほかに、知的障がい者では「専門的な支援員の配置」が34.1%、「障がいのある方に対する職業教育」が26.8%と、他の障がいと比べて要望が高くなっています。



(4) 福祉サービスについて

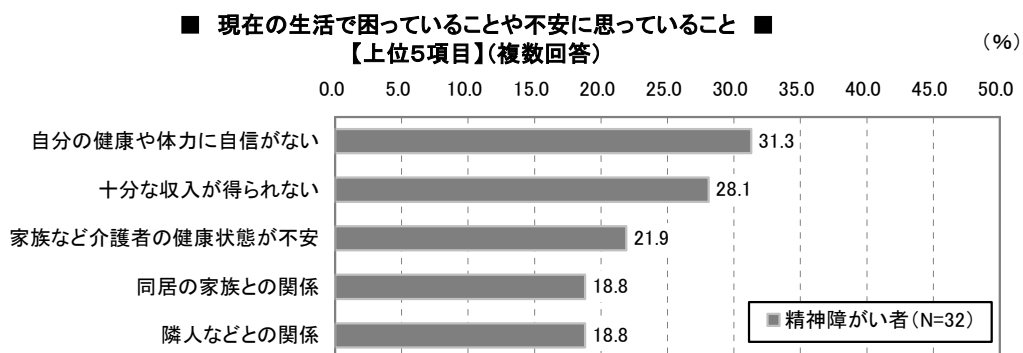
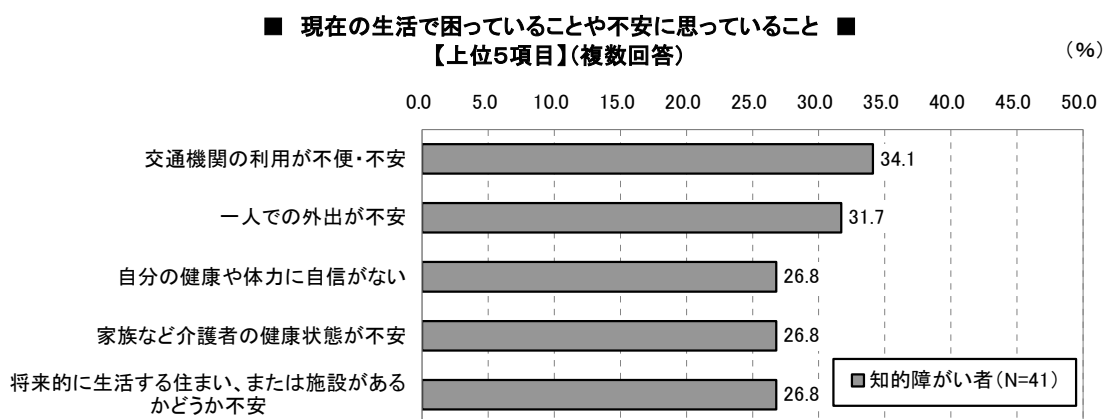
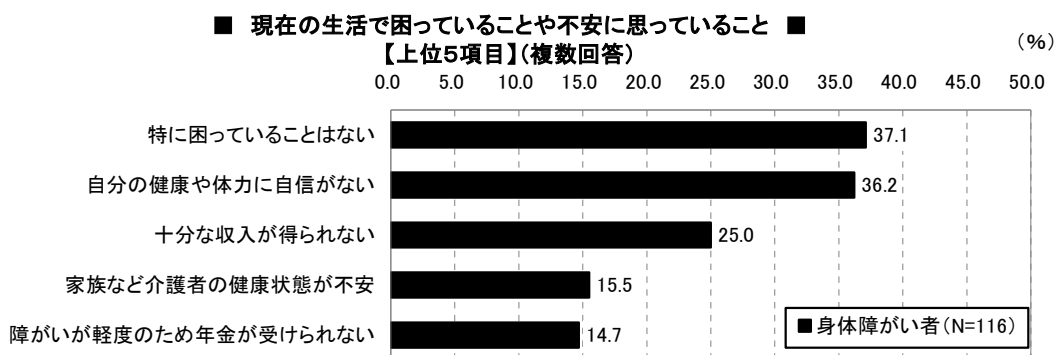
身体障がい者では「補装具費の支給」「居宅介護（ホームヘルプ）」が11.9%と、他のサービスに比べて割合が高くなっています。知的障がい者では「日中一時支援事業」「短期入所（ショートステイ）」「児童デイサービス」など、一時的な預かりの場となる支援の希望があるほか、「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」の就労に関わるサービスの希望もあがっています。精神障がい者では「精神通院医療」が高くなっています。



(5) 生活上の困りごとや相談相手について

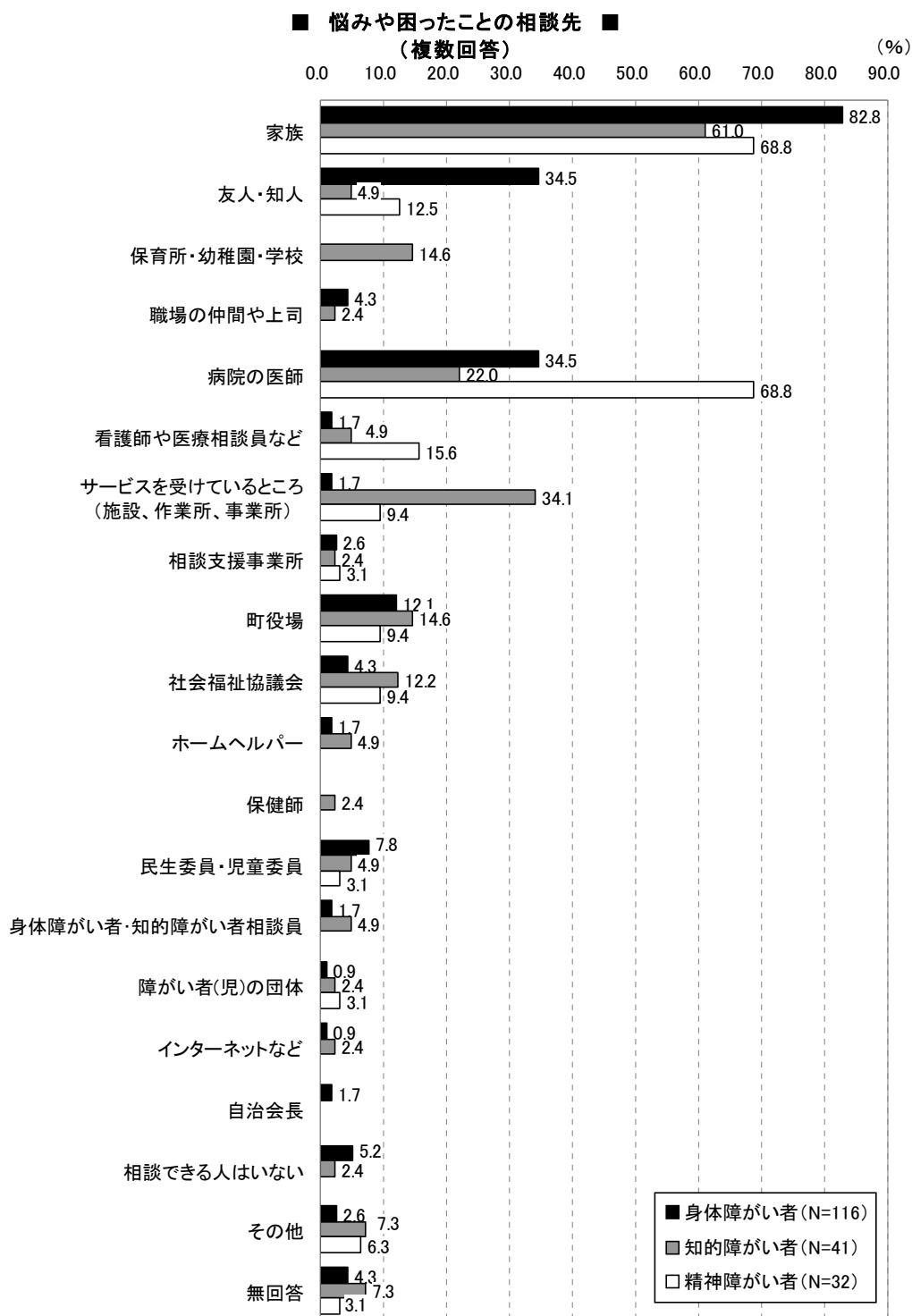
①現在の生活で困っていることや不安に思っていること

身体・知的・精神障がい者それぞれにおいて、「自分の健康や体力に自信がない」と「家族など介護者の健康状態が不安」が上位5項目に入っています。身体障がい者では「特に困っていることはない」が最も高いですが、収入について不安を持っている方がいます。知的障がい者では「交通機関の利用が不便・不安」をはじめ外出に関わる不安がみられます。精神障がい者では同居の家族や隣人との関係について不安を持っている方がいます。



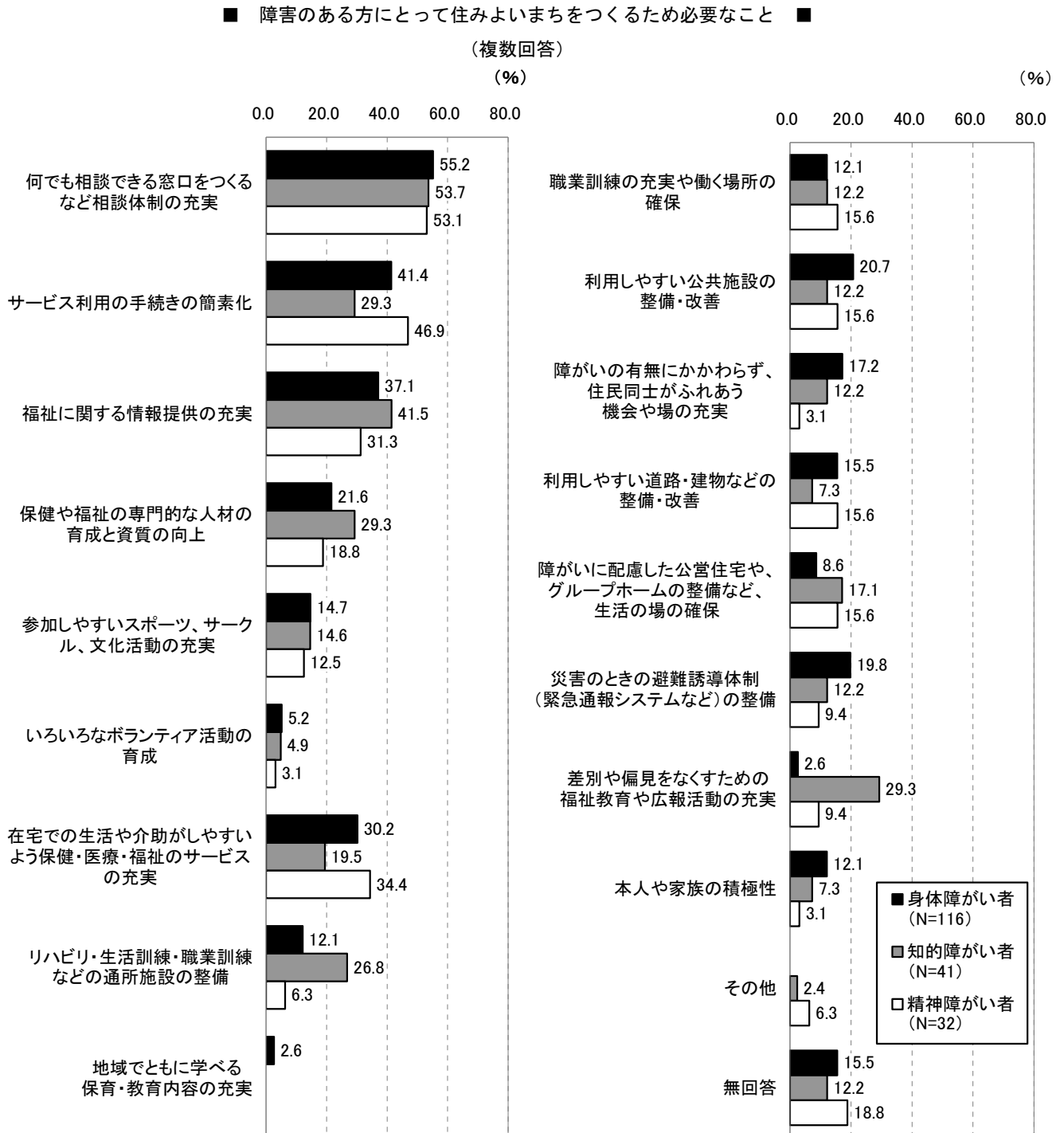
②困っていることや不安・悩みの相談先

身体・知的・精神障がい者それぞれにおいて、「家族」の割合が最も高くなっています。次いで、身体障がい者では「友人・知人」「病院の医師」が34.5%、知的障がい者では「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」が34.1%、精神障がい者では「病院の医師」が68.8%となっており、相談相手に特徴がみられます。



(6) 障がい者福祉施策として充実すべきこと

身体・知的・精神障がい者それぞれにおいて、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」の割合が最も高くなっています。



第3章 計画の基本方針

1 基本理念

障がいを持つ人も持たない人も ともに助け合って暮らせる やさしいまちづくり

障がいのある人やその家族が安心して暮らせるまちをつくるためには、障がいの有無に関わらず、地域の中で助けあいや支えあいを育てていくことが必要です。

本町では、平成14年7月に策定した「南関町障害者総合福祉計画」において、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいを持つ人も持たない人もともに助けあって暮らせる社会の実現を目指しており、また、第2次地域福祉計画においても「誰にでもどんなときにもやさしいまちづくり」を基本理念としています。

本計画においても、当初の基本理念や関連計画の方向性を考慮し、すべての町民が、障がいの有無や程度、年齢、性別などに関係なく、人間としての尊厳と人権を尊重され、地域社会の中でもともに助けあって暮らせるやさしいまちづくりを目指します。

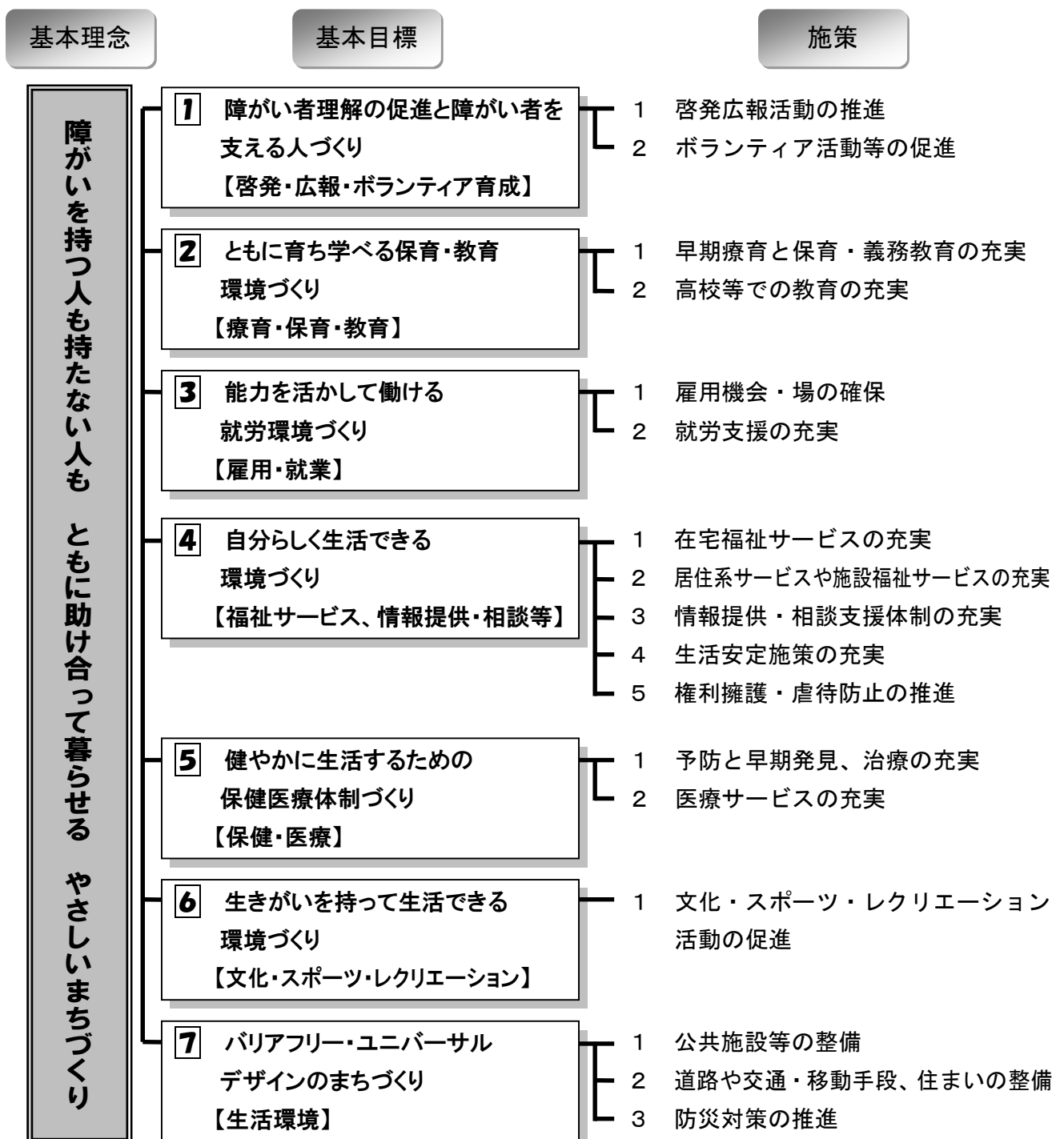
2 基本目標

基本理念の実現に向けて、施策分野ごとに7つの基本目標を設定し、施策を推進していきます。

- ①障がい者理解の促進と障がい者を支える人づくり【啓発・広報、ボランティア育成】
- ②ともに育ち学べる保育・教育環境づくり【療育・保育・教育】
- ③能力を活かして働ける就労環境づくり【雇用・就業】
- ④自分らしく生活できる環境づくり【福祉サービス、情報提供・相談 等】
- ⑤健やかに生活するための保健医療体制づくり【保健・医療】
- ⑥生きがいを持って生活できる環境づくり【文化・スポーツ・レクリエーション】
- ⑦バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり【生活環境】

3 計画の体系

本計画では、基本理念の実現に向け、障がい者に関わる施策を7つの基本目標ごとに区分し、施策を展開します。また、障がい福祉計画における数値目標等については、第8章においてまとめて記載します。

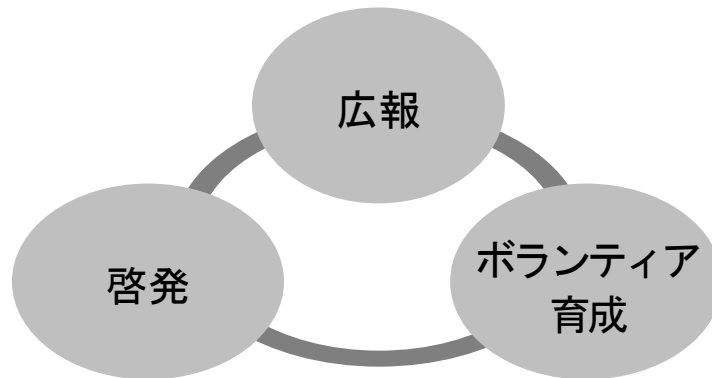


障がい福祉サービス等の展開【障害福祉計画の数値目標値・サービス見込量等】

第 2 部 各 論

第1章

障がい者理解の促進と障がい者を支える人づくり



基本的な考え方

障がいのある人もない人も、すべての人がともに理解しあい、支えあう「ノーマライゼーション」の社会を築くためには、障がいの有無に関係なく、差別や偏見にとらわれない自由な生き方ができる社会の実現が必要です。

そのため、町民一人ひとりが、障がいの特性などを理解した上で、障がいのある人にとってのあらゆる障壁を取り除くための取り組みを進めていくことが求められます。

本町では、広報やホームページ、イベントなど、あらゆる情報媒体や機会を通じた啓発広報活動や、学校教育や生涯学習を通じた福祉教育を推進するなど、障がい者理解に向けた施策を推進しています。また、社会福祉協議会等の関係機関・団体との連携のもと、地域福祉を担うボランティア活動の充実や見守りネットワークの構築など、人材育成、体制づくりを進めています。

今後も、こうした地域理解を深めるための活動の他に、地域の課題を解決するために、各機関の連携によるネットワークの構築や社会資源の改善・開発など町に合った取り組みがさらに求められています。

1 啓発広報活動の推進

現状と課題

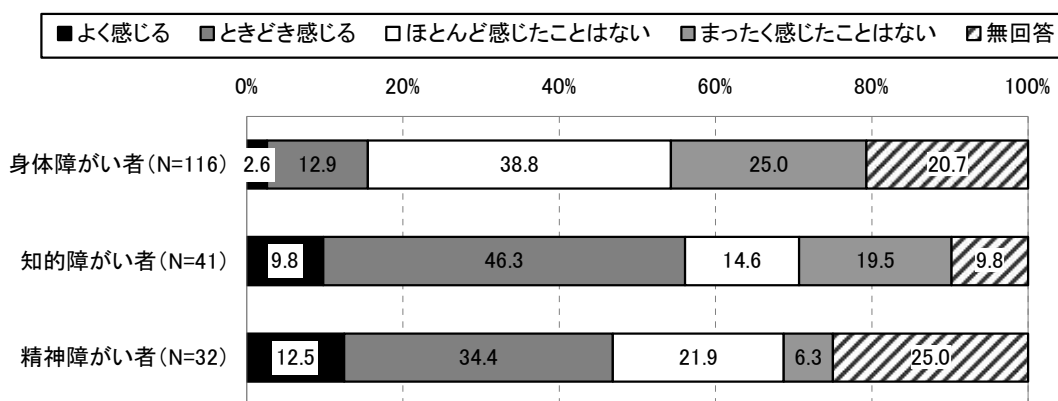
障がいの有無にかかわらず、すべての人がともに住み慣れた地域で生活をするためには、地域に住む周囲の人が障がいに対する正しい知識を持つことで、社会的な障壁や理解不足を解消していくことが大切です。

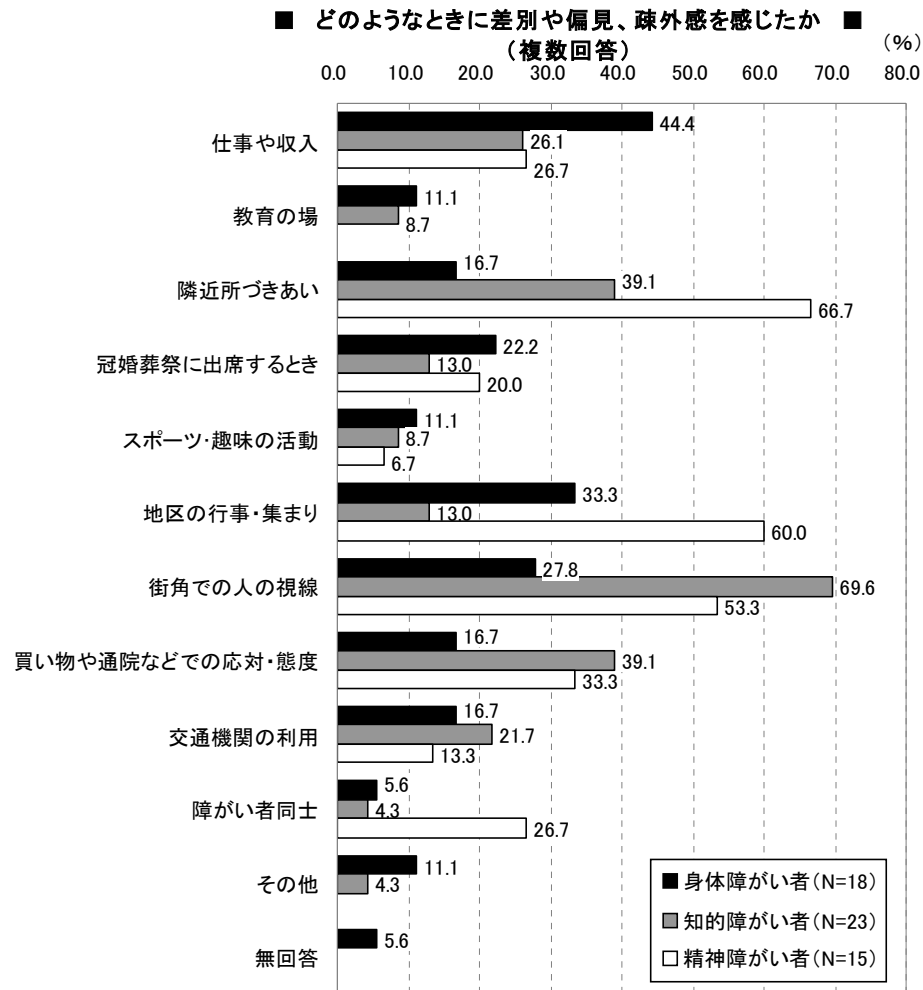
しかし、アンケート調査をみると、日常生活において差別や偏見、疎外感を感じた経験がある人は少なくなく、特に、知的障がい者や精神障がい者において割合が高くなっています。差別や偏見、疎外感を感じたときをみると、隣近所づきあいや街角での人の視線、地区の行事・集まりなどがあがっており、地域の理解は未だ十分ではない現状がみられます。

現在、本町では、障がいに対する町民理解の促進のため、広報「なんかん」をはじめ、インターネットを活用した啓発や、「有明広域圏 障害福祉サービスマップ」や「みんなのための障害者自立支援法」を作成し、配布するなどの啓発活動に取り組んでいます。また、学校や生涯学習の場において福祉の体験学習の実施など、人権・福祉教育を推進しています。

今後も、様々な媒体や学習の機会を活用して、障がい者理解のための啓発や人権・福祉教育をさらに進めていくことが必要です。

■ 日常生活において差別や偏見、疎外感を感じることもあるか ■





施策の展開

(1) 広報による啓発

広報「なんかん」に障がい者に関する特集記事を掲載するなど、町民の障がい者理解の促進を図ります。

前計画の実施状況

平成22年度に「有明広域圏 障害福祉サービスマップ」や「みんなのための障害者自立支援法」を作成し、配布しました。

今後の方向性

引き続き、広報誌に障がい者に関するコーナー等を設けて、定期的な周知を図るなど、わかりやすい広報、周知方法の工夫を図ります。

(2) 多様な媒体・機会を活用した啓発

広報誌以外にも、インターネットを活用した情報の発信や、各種パンフレット等の媒体を活用して、啓発広報活動を進めるとともに、「健康福祉まつり・福祉スポーツ大会」「人権フェスティバル」等の福祉に関わる行事の機会を活用して、障がい者との交流を通じた町民意識の啓発を図ります。

前計画の実施状況

平成20年度より町ホームページに「やさしいブラウザ」というソフトを導入し、障がい者や高齢者等、多くの方がホームページを快適に利用していただくための方策を実施しました。

今後の方向性

誰もがホームページを活用したり、イベント等の機会を通じて障がい者に対する理解を深めることができるよう、啓発に努めます。

(3) 社会教育における福祉教育の充実

社会福祉協議会やサービス事業所、生涯学習活動団体、ボランティア団体等と連携して、福祉体験等の福祉教育のプログラムや教材等の充実を図ります。

前計画の実施状況

広報誌等を活用し、あらゆる世代に対する福祉教育、啓発を推進しました。

今後の方向性

生涯学習の各関係機関において、福祉体験等研修の機会づくりを促進し、共生社会の実現を目指します。

(4) 学校教育における福祉教育の充実

小・中学校において「総合学習の時間」等を活用し、障がい者や高齢者との交流や車いす、アイマスク体験等の体験学習を重視した福祉教育の充実を図ります。

前計画の実施状況

社会科（公民）学習を通じて福祉事業の理解を図るとともに、総合的な学習や職場体験により町内の福祉についての体験学習を実践しました。

今後の方向性

今後も、障がい者・高齢者等との共生社会の実現のための基本的認識を育む取り組みの充実を図ります。

(5) 障がい者の人権擁護の推進

「南関町におけるあらゆる差別をなくすことをめざす条例」に基づき、障がい者の人権擁護に関わる啓発や人権教育等の関連施策の充実に努めます。また、一般的に支援が十分ではない発達障がいのある児童への支援や町のユニバーサルデザイン化を推進します。

前計画の実施状況

人権啓発を通じて、障がい者への人権擁護を推進し、また、発達障がいのある児童生徒への特別支援の充実に努めました。

今後の方向性

ユニバーサルデザインや障がい者との共生教育学習の充実ににより、差別や偏見のない、誰もが安心して暮らせるやさしいまちづくりを推進します。

(6) 発達障がい等に関する啓発広報活動の充実

発達障がいや高次脳機能障がい、精神障がいなど、特に町民の理解が遅れていると思われる障がいについては、重点的に啓発広報を行います。

前計画の実施状況

発達障がい等に関する啓発を行いましたが、まだ十分に理解されていない現状があります。

今後の方向性

発達障がい等に対する町民の理解を深めるため、今後も啓発活動を継続して行います。

(7) 障がい者団体等との連携

地域で障がい者に関わる様々な活動を行っている障がい者団体等の活動支援や連携、情報交換等の強化を進め、地域福祉の向上を図ります。

前計画の実施状況

町内障がい者関係団体に補助金を支出するとともに、各行事等に参加、支援するなど連携強化に努めました。団体の組織構成が高齢化し、会員数減少の傾向にあることが課題です。

今後の方向性

関係団体への加入促進など、組織の維持・強化を支援し、連携を強めながら周知・啓発等に努めていきます。

2 ボランティア活動等の促進

現状と課題

福祉の基礎となるのは、他人を思いやりお互いを支え、助けあおうとする精神であり、その地域に暮らすすべての町民の意識が大切です。

町社会福祉協議会（ボランティアセンター）では、ボランティアの養成・育成及び登録・斡旋や、福祉に関する講座等を通じて福祉教育に関わる広報活動を行っているほか、地域での見守りなどに携わる福祉員の設置、高齢者等も含めた小地域での見守りネットワーク（ふれあいサロン）が行われています。

また、本町では、本計画と同時にボランティア育成等を含む地域福祉の推進を図るための基本指針として「南関町地域福祉計画」を策定しており、障がい者・高齢者等の多様化するニーズに対応し、町民と行政が協働するまちづくりを進めていく観点からも、ボランティアやNPOへの活動支援を充実させることが重要です。

今後も、ボランティアへ活動への参加を希望する町民がスムーズに参加できるよう、相談業務や情報提供の充実に努めるとともに、ボランティアニーズの多様化に対応するためのボランティア養成を支援していきます。さらに今後は、社会参加の一環として障がい者自身がボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも必要と考えられます。

施策の展開

(1) 社会福祉協議会との連携によるボランティア育成

社会福祉協議会と連携し、サポーター養成講座など、障がい者や高齢者、子育て支援等の生活支援を行う各種ボランティアの育成や活動支援に努めます。

前計画の実施状況

平成19年度から地域福祉塾生による認知症をテーマとした活動（サポーター養成講座受講等）を行いました。また、社会福祉協議会で積極的にボランティアの育成に努めました。

今後の方向性

社会福祉協議会を中心にボランティア連絡協議会の組織強化（構成団体の増加）に努めます。

また、認知症サポーター養成の継続とともに、子育てサポーターの育成にも取り組みます。

(2) 活動の場の提供

ボランティア団体の活動の場として、社会福祉協議会（ボランティアセンター）や交流センター、南町民センター、公民館等の地域施設の有効利用に努めます。

前計画の実施状況

町（子育てや世代間交流等）及び社会福祉協議会の行事等への協力を呼び掛け、活動の場の提供、有効活用に努めました。

今後の方向性

多様化するニーズに対応できるよう、既存の施設等を有効に活用し、活動の場の確保・充実に努めます。

(3) 地域での相談・見守り活動等の推進

社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉員、自主防災組織等と連携して、地域で障がい者や高齢者等の見守り・支援を行う小地域の福祉ネットワークの拡充を支援していきます。

前計画の実施状況

区長、民生委員・児童委員をはじめ、小規模地域に設置された130人以上の福祉員により、見守り活動を強化しました。また、シルバーボランティア（ヘルパー）も含め、見守り、相談活動に取り組みました。

今後の方向性

町社会福祉協議会を中心とした連携のもと、小規模地域及び全体をつなぐスムーズな連携体制づくり、見守りネットワークづくりを図ります。また、心配ごと相談の地域での開催に努めます。

(4) 地域福祉計画との連携

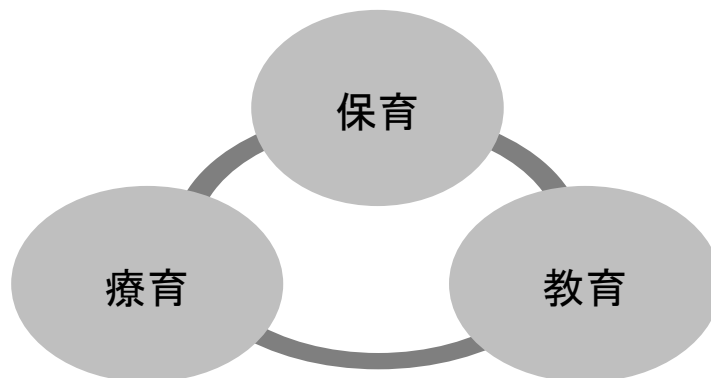
「南関町地域福祉計画」に基づく地域ネットワークとの連携のもと、障がい者をはじめ高齢者、子どもなどに対し地域全体での見守りや支援ができる体制づくりを進めます。

前計画の実施状況

【新規取り組み】

今後の方向性

庁内関係課はもとより地域で福祉に携わっている関係機関・団体等の地域資源との連携を深め、地域福祉活動の支援を進めます。



基本的な考え方

障がいのある子どもが身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を受けられるよう、教育・保健・医療・福祉などの関係機関との連携を進め、療育・教育体制の充実を図ることが求められています。

また、平成24年4月から、障がいのある子どもを対象としたサービスは児童福祉法に基づき行われることとなり、新たに児童発達支援や放課後等デイサービスといったサービスが創設され、障がいのある子どもの支援体制の強化が図られます。

本町では、保健センターや子育て支援センター、福祉課、教育課等の関係各課の連携はもとより、有明地域療育センターや医療機関等の連携を図り、障がいの早期発見・早期療育へとつなげられるよう情報提供や相談支援を行っているほか、就学指導委員会における就学の指導・助言などに取り組むなど、障がいの発見から学校卒業後までの一貫した支援ができる体制づくりに取り組んでいます。

また、義務教育においては、発達障がい等も含む、すべての障がい児に対して、一人ひとりの個性に配慮した「特別支援教育」を推進し、障がいのある子もいない子も、ともに育つ環境づくりに努めています。これらの教育機関が連携した就学指導委員会による協議や指導が進められており、障がい児やその家族等が希望する進路を選択できるよう支援に努めているところです。

さらに、中学校卒業後の進学についても、これらの教育機関と連携し、障がいのない子どもとともに教育を受けられるよう、受け入れ体制づくりについて理解・教育を求めています。

1 早期療育と保育・義務教育の充実

現状と課題

障がいのある幼児に対する早期の段階での対応は、乳幼児期の健やかな発達を促し、障がいの軽減を図るために重要です。障がいのある子どもとない子どもがともにふれあい、双方の豊かな人格形成を目指した保育・療育の推進に取り組むとともに、早期から療育や教育相談などの指導を受けられることができるよう、連続的な支援体制の充実を図っていく必要があります。

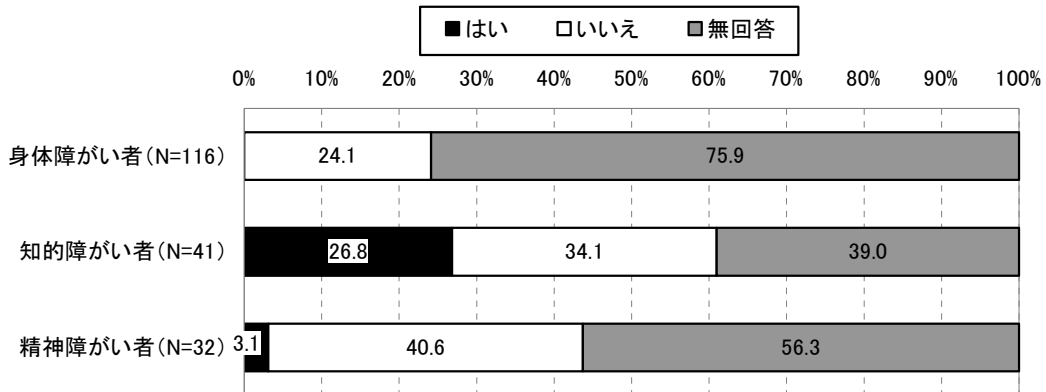
本町では、乳幼児健診や子育て相談・家庭訪問等、障がいの早期発見・早期療育へとつなぐ取り組みを進めているほか、南関町こども医療費助成制度の対象者の範囲を中学3年生までに拡大して助成するなど、安心して子育てのできる支援を進めています。

また、学校教育として、平成18年の学校教育法等の改正により導入された「特別支援教育」において、障がい児一人ひとりのニーズに応じた教育を行っています。本町には小学校4校・中学校1校があり、障がいのある子どもとない子どもが、同じ地域の学校で学べる体制づくりに取り組んでいます。

アンケート調査結果から学校等に通っている障がいを持つ子どもが通所・通学をされていて感じることをみると、概ね満足している方が多くなっています。一方、意見として、通学に時間がかかることや、休日等に活動できる仲間や施設を求める声があがっています。

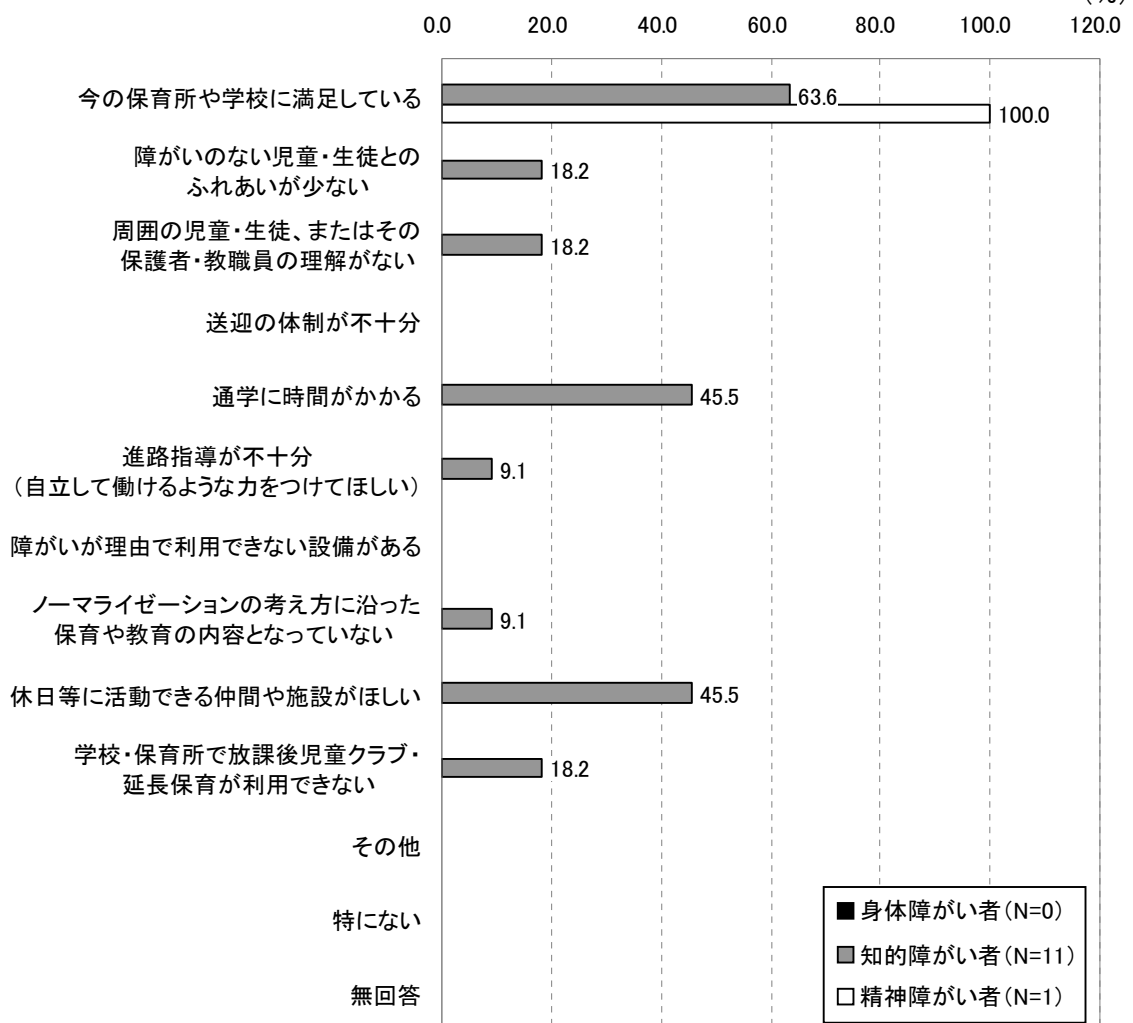
今後も、障がいの早期発見・早期療育のために医療・福祉関係機関・団体との連携を進めるほか、地域の小・中学校において、障がい児に対するよりきめ細やかな教育が行われるよう、発達障がい等の障がいに関する研修を実施し、教職員の特別支援教育に関する理解や指導技術を高めることが必要となっているほか、保育園や学校以外でのふれあいや活動ができる機会や場所づくりを進めていく必要があります。

■ 保育所や学校に通所・通学しているか ■



■ 通所・通学していて、感じていること ■

(複数回答)



※知的障がい者調査の回答の中には、身体障がいを重複して持っている方も含まれています。

施策の展開

(1) 医療機関・療育関連施設等との連携

障がい児に対する療育の充実を図るため、「有明地域療育センター」をはじめとした有明圏域内の医療・療育関連機関との連携強化に努めるとともに、これらの圏域内の専門機関について、町民に広く情報提供していきます。

前計画の実施状況

有明地域療育センターや医療機関等との連携に努めました。また、有明地域療育センターをはじめとした有明圏域内の医療・療育関連機関については、幼児健診等の際に就学前の子どもを持つ保護者を中心に情報提供しました。

今後の方向性

今後も障がい児とその家族が関わる医療・療育関連機関との連携に努め、障がい児に対する療育の充実を図ります。

(2) 障がい児の保護者に対する子育て支援の充実

保健センターや子育て支援センター等を中心に、発達に遅れがある子どもとその保護者を対象に、保健師や臨床心理士による子育て相談や家庭訪問等を実施したり、また、健康教室等を開催するなど、保護者への支援を行います。

前計画の実施状況

発育発達の遅れが気になる、または遅れがある子どもとその保護者を対象とした子育て相談（保健師、臨床心理士）や家庭訪問等を実施し、保護者への支援に努めてきました。また、子育て支援センターによる子育て相談を実施しました。臨床心理士による子育て相談は年4回の実施のため、回数増加が必要と考えられます。

今後の方向性

今後も発育発達の遅れが気になる、または遅れがある子どもとその保護者を対象とした子育て相談（保健師、臨床心理士）や家庭訪問等を継続するとともに、臨床心理士による子育て相談については、回数増加や保育園等の巡回訪問など保護者が相談しやすい環境づくりに努めます。

(3) 障がい児保育の推進

障がい児保育に携わる人材の確保や施設のバリアフリー化に努めるとともに、実施保育所の維持に努めます。

前計画の実施状況

第一保育園、こどもの丘保育園において、障がい児保育を実施しています。

今後の方向性

障がい児保育に関わる人材確保、保育施設のバリアフリー化に努めます。

(4) 適正な就学指導の実施

障がい児の小・中学校への入学に際し、就学指導委員会において就学等の指導を行っており、今後も障がい児一人ひとりの保育・教育ニーズに応じた適切な指導・助言の実施に努めます。

前計画の実施状況

保育園、幼稚園と小学校との連携による就学指導委員会の機能により、就学の適正化を図りました。家庭環境の厳しい子どもの就学については、児童相談所や福祉課、教育課でケース会議を持ち、家庭教育を支援してきました。

今後の方向性

今後もさらなる事業の充実と、担当職員の研修の充実により、適正な就学指導を行います。

(5) 学校での交流の促進

小・中学校において、福祉教育や体験学習など、障がいのある子とない子がともに活動し、ふれあう機会の充実を図ります。

前計画の実施状況

特別支援学校との交流や障がいのある在校生との関わりを深めることで、ノーマライゼーションの実現を目指してきました。

今後の方向性

今後も、障がいのある子とない子のふれあいの機会を設けることによりノーマライゼーション社会の礎を築き、誰もが住みやすい地域社会を目指します。

(6) 特別支援教育の推進

障がい児一人ひとりのニーズに応じた教育を行うため、地域の特別支援学校の中核的センターと位置づけられている荒尾養護学校（特別支援学校）等と町内の小・中学校との連携をさらに強化し、障がい児に対する支援の充実を図ります。

前計画の実施状況

各小中学校に特別支援学級の設置を進め、町委託支援員も全校配置したことにより、学校と家庭の連携による適正な支援を強化しました。

今後の方向性

発達障がいなど、支援の多様化が必要になっており、児童の実態に応じた特別支援学級の設置に努め、それぞれの障がいのニーズに応える教育活動を推進します。

(7) 教職員の資質向上

教員全体の意識の向上を図り、各学校の組織としての教育力や専門性を高めるために、県等と連携して研修を実施し、障がい児に対する支援の充実を図ります。

前計画の実施状況

教育基本法、学習指導要領の改訂に伴う教師の専門性の向上を目指し、各学校において校内研修の充実を努めてきました。併せて、町内小中学校を巡回指定により研修発表会を開催し、指導力の向上に取り組みました。

今後の方向性

今後も教職員の資質向上のための校内研修の充実を図り、児童生徒の教育に関わる支援の充実を図ります。

(8) 障がい児通所支援の実施

障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により新たに創設される「放課後等デイサービス事業」、「保育所等訪問支援事業」など障がい児通所支援の実施に向けた体制づくりを進めます。

前計画の実施状況

【新規取り組み】

今後の方向性

障がいのある子どもの放課後における療育の場や預かりサービスを充実させるため、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に基づき、障がい児通所支援の実施及び提供基盤の充実を図ります。

2 高校等での教育の充実

現状と課題

障がいのある子どももいない子どもも教育を受ける権利は同等であり、自らの希望や能力に応じて中学卒業後も高校や大学等へ進学できる環境が必要です。

このため、本町にある県立南関高等学校の継続運営について働きかけていくとともに、近隣市町村の高校や大学等の高等教育機関に対して、障がい児の受け入れに必要な体制や施設整備について理解・協力を求めていくことが必要です。

施策の展開

(1) 国・県への要望

普通高校や大学、特別支援学校（高等部）等での障がい児の受け入れを促進するため、施設の整備・改善や受け入れ体制の充実などについて、近隣市町村とも連携しながら、国・県に要望していきます。

前計画の実施状況

県立高校再編計画（第3次荒尾・南関統合）が発表されたことで、入学者の減少が進んでいる現状があります。

今後の方向性

南関高校存続のための県に浮揚策を求めるとともに、入学の奨励を働きかけます。また、県立高校のスクールバス通学制度の設置を要望していきます。

(2) 高校・大学等に対する理解協力の要請

近隣の普通高校や大学に対して、障がい児（者）の受け入れについての理解・協力を求めていきます。

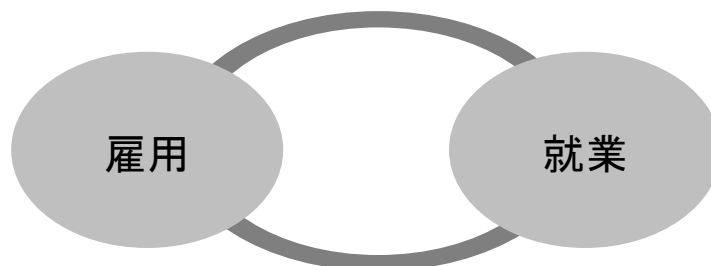
前計画の実施状況

希望する高校生への奨学助成金は授業料無料化まで継続してきました。

今後の方向性

育英奨学制度をはじめ、各就学奨励金制度の啓発により、家庭の状況に関わらず進学できる環境づくりを進めます。

第3章 能力を活かして働ける就労環境づくり



基本的な考え方

障がい者の雇用・就業は、社会経済活動への参加に向けた課題であり、就労を通して自己実現を図りながら、障がい者が社会参加するための手段として重要と考えられます。

平成18年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が一部改正され、精神障がいのある人の雇用対策が強化されました。また、平成21年4月には同法の一部改正により、福祉的就労から一般雇用のための支援体制の充実や、精神障がいのある人に対する雇用施策の充実が進められています。また、障害者自立支援法においても、就労支援を抜本的に強化するため、就労支援のためのサービスが再編され、雇用と福祉の連携強化が求められています。

本町では、ハローワーク等と連携のもと、就労促進のための相談、雇用主等への理解の促進・職場開拓、仕事を継続するためのフォローアップなど総合的な支援に取り組んでいます。また、保健・医療・福祉・教育・労働の関係機関や国・県の就労施策、企業・サービス提供事業者等との連携を図り、就労から定着までの支援を進めています。

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、障がい者の意欲と障がい特性に合った多様な雇用の場と就労後の定着が必要です。今後も、障がい者が安心して働き続けられるよう総合的な就労支援を推進するとともに、福祉施設における作業の充実について支援を続けていく必要があります。

1 雇用機会・場の確保

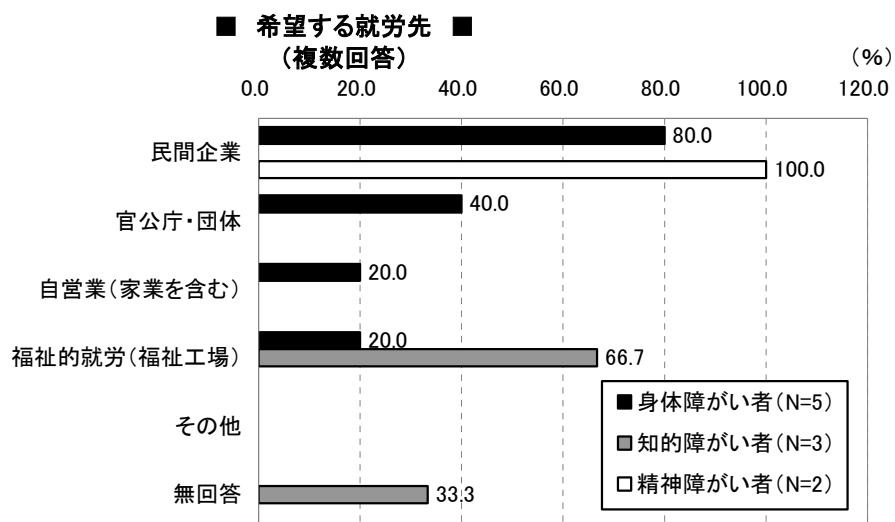
現状と課題

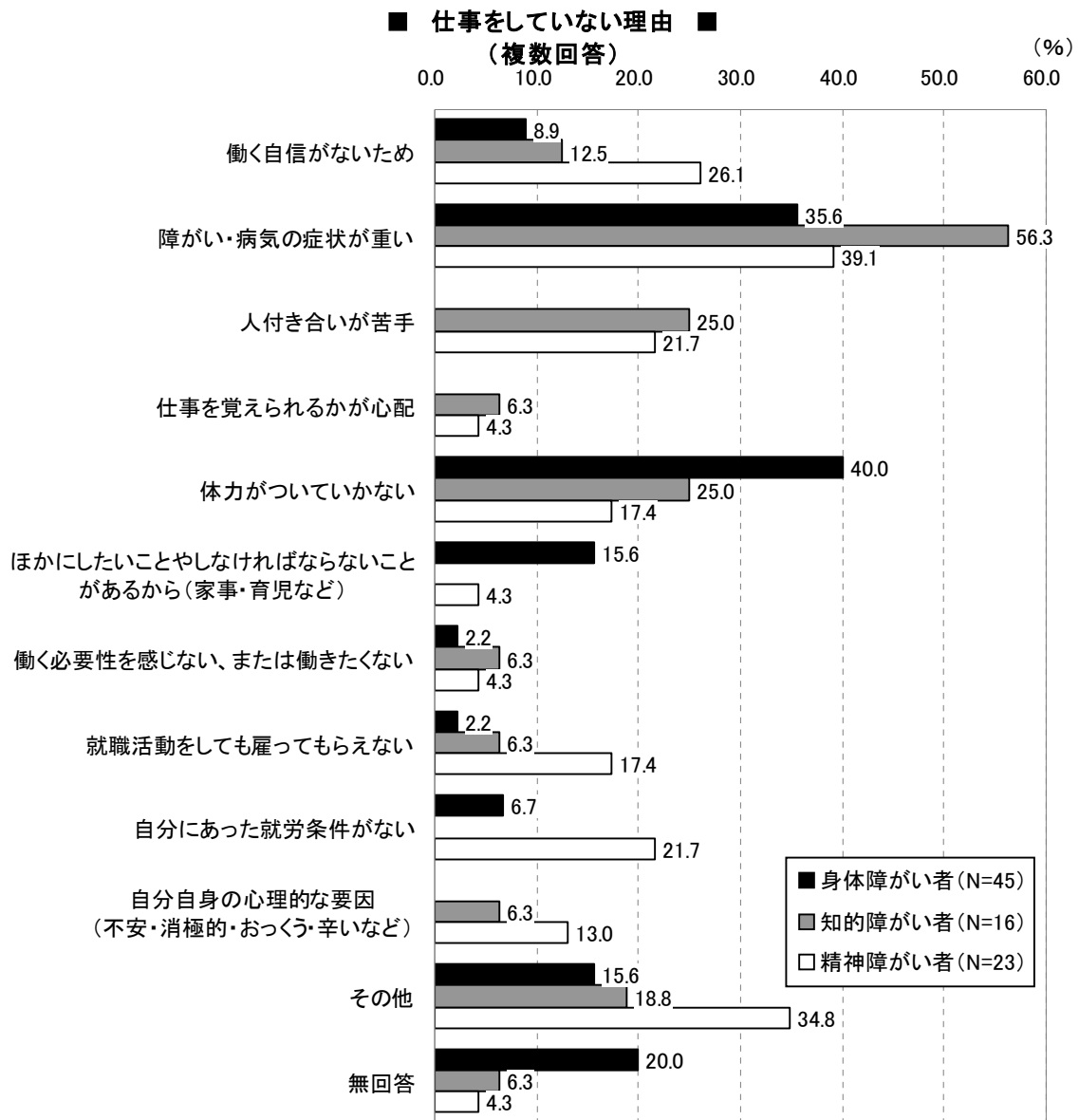
今後、障がいのある人が職業を通じて社会参加を果たし、地域で自立した生活を送るためには、障がいのある人の適性や能力に応じた多様な就労の機会や場の確保が重要です。また、障がいのある人が一般就労へ円滑に移行できるように福祉施策と雇用施策の連携が必要です。

アンケート調査によると、主に身体障がい者・精神障がい者では民間企業を、知的障がい者では、福祉的就労としての雇用を望む人が多くなっています。一方、就労をしていない理由についてみると、障がいの重さや体力上の問題、また、人付き合いが苦手であったり、その人にあった就労条件がないことなどにより就労できていない人がいます。

本町では、ハローワークをはじめとした関係機関との連携のもと、就労を希望する障がい者が安心して働き続けられるよう総合的な就労支援を推進しています。

今後も、多様な就労機会の拡大に向けて障がい者雇用について事業主等に啓発・情報提供を進めるとともに、生産活動の機会を提供する福祉的就労の推進においては、施設の運営の安定や利用者の工賃水準の向上に向けて取り組みを進める必要があります。





施策の展開

(1) 企業・事業所への啓発

ハローワークや有明障害者就業・生活支援センター、商工会等の関係機関と連携して、町内や近隣市町村の企業・事業所に対し、「障害者雇用促進法」等の関連法制度の情報提供や、障がい者雇用に関する啓発と理解促進に努めます。

前計画の実施状況

ハローワーク等の関係機関との連携に努め、障がい者の職業相談や雇用に関わる理解の促進に努めてきました。

今後の方向性

ハローワーク等の関係機関との連携に加え、企業・事業所に対しての障がい者雇用に関わる理解の促進や、トライアル雇用等の助成制度の情報提供に努めます。

(2) 町の法定雇用率の遵守

地方自治体の法定雇用率（2.1％）の維持・遵守のため、適宜、障がい者の職員採用を行います。

前計画の実施状況

平成 19 年度に町職員の臨時雇用を、平成 22 年度に町行政職員を 1 名採用しました。採用試験の「障がい者枠」設定による雇用機会の確保を進め、法定雇用率を満たしています。また、庁舎内にエレベーターを設置したことにより、障がいの枠を広げた採用に関する計画を作成しました。

今後の方向性

今後も障がい者の職員採用を積極的に進めます。

(3) 福祉的就労の場の確保

障がい者一人ひとりが障がいの状態に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、就労移行支援、就労継続支援等の福祉的就労の場を提供する施設等との連携強化・安定運営に向けた支援を進めます。また、就労継続支援の基盤整備に努めます。

前計画の実施状況

サービス事業者による、就労移行支援、就労継続支援を実施し、障がい者の福祉的就労及び就労のための訓練の支援を行いました。

今後の方向性

自立して生活するために必要な訓練等に資するため、就労継続支援の基盤整備を進めるとともに、ハローワーク等の関係機関との連携に加え企業・事業所に対しての障がい者雇用の理解促進を図ります。

事業所等の自主製品について、町が主催する行事等で積極的に活用したり、販売の機会を提供したりすることを通じて、障がい者雇用の促進と工賃向上に努めます。

2 就労支援の充実

現状と課題

障がい者の就労を推進するためには、障がい者自身の職業能力の開発、育成が不可欠です。

アンケート調査によると、障がい者が働くために必要な環境として「障がいのある方の就労を支援する相談窓口」と「事業主の理解」が望まれており、加えて、知的障がい者では、「専門的な支援員の配置」や「障がいのある方に対する職業教育」が、他の障がいと比べて要望が高くなっています。

本町においては、ハローワーク等の関係機関との連携のもと、職業相談・紹介等の支援、職業訓練として障害者自立支援法における就労移行支援事業のほか、中学校においては、すべての生徒を対象とした施設や事業所での体験学習の場を確保するなど、就労に必要な知識、技能の習得に向けた訓練や体験の事業が実施されています。

今後も、障がいのある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、また、情報提供が行えるよう、ハローワーク等との連携を強化し、相談体制の充実を図るとともに、障がい者の働く場において、雇用の前後を通じ障がいのある人と事業所の双方を支援するジョブコーチなど、制度の周知を図り、利用の促進に努めます。

施策の展開

(1) 求人情報等の提供の充実

ハローワークや有明障害者就業・生活支援センター等の機関と連携して、障がい者雇用に係る情報共有を進めるとともに、障がい者に対する求人情報の提供や、雇用面談会等への参加促進を図ります。

前計画の実施状況

ハローワーク等の関係機関から情報提供を受け、町ホームページに掲載しました。

今後の方向性

現行の取り組みに加え、各事業所から障がい者に対する求人が出た際に、ハローワーク等の関係機関との情報共有や、町防災無線での情報提供などを図ります。

(2) 就労移行支援事業の基盤整備

圏域内の近隣市町村やサービス事業者等と連携して就労移行支援事業や就労継続支援（A・B型）等の一般就労移行のためのサービスの基盤整備を進めます。

前計画の実施状況

有明圏域障がい者自立支援協議会就労支援部会（年2回）で情報交換等の連携を図り、サービス提供に係る基盤づくりに努めました。本町においては就労継続支援B型事業所がないため、事業の実施をサービス事業者へ働きかけていく必要があります。

今後の方向性

障がい者が自立して生活するために必要な訓練等を身近な場で受けられるよう、町内における就労継続支援の事業所設置に向けて基盤整備に努めます。また、就労支援部会の機能を強化し、就労移行支援サービス事業者と連携し、一般就労に向けての支援に努めるとともに、受け入れ企業の拡大推進に努めます。

(3) 職場体験・職業定着の支援

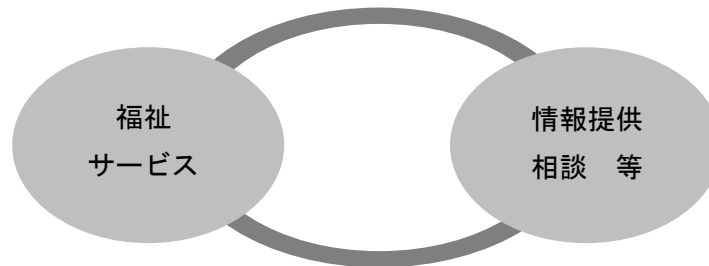
事業所等との協力のもと就学期からの職場体験など体験学習の場を確保していきま
す。また、就労支援としてハローワーク等の関係機関と連携して、ジョブコーチやトラ
イアル雇用等を活用した職業体験や職場定着の支援に努めます。

前計画の実施状況

中学2年生の全生徒を対象に3日間、30 を超える施設や事業所で体験学習の場を確保し、職場の厳しさ、楽しさ、生きがいの体験を推進しました。また、職場体験等の依頼があれば、企業へ連絡し情報提供を行っています。

今後の方向性

今後も体験学習等を通じた勤労意欲、正しい職業観について充実を図るとともに、職場体験等の依頼があれば、企業に連絡し情報提供を行います。加えて、ハローワーク等の関係機関を通じ情報提供を行います。



基本的な考え方

障がい者が地域で自立した生活を営むためには、障がい者の様々なニーズに対応した障がい福祉サービスや地域生活支援事業による支援、生活基盤の安定に向けた年金・手当の制度、不当な犯罪被害から障がい者等を守るための権利擁護サービスなど、求められる支援は多岐に渡ります。

アンケート調査によると、障がい者の多くが住み慣れた地域で暮らし続けられることを望んでおり、その願いをかなえるためには、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」や「サービス利用の手続きの簡素化」、「福祉に関する情報提供の充実」などの様々な生活支援施策が求められています。

現在、障がい者が地域で生活する上での環境整備は十分に進んでいるとは言えず、入所施設や自宅で過ごしている人が多くなっている現状がみられます。

このため、本町では障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス等の必要な提供量の確保に取り組むとともに、これらの制度や事業内容について周知を図っています。

また、支援を必要とする障がい者やその家族等が、希望する支援を受けることができるよう、児童福祉施策や高齢者保健福祉・介護保険施策の分野とも連携及び相談体制の充実を図り、よりよいサービス利用へとつなげられることが必要です。

1 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障がい者が地域社会に参加し、その人らしさを持って暮らしていくためには、住まいの場での生活が、在宅福祉サービス等で支えられていることが大切です。また、介助している家族等の日中の負担軽減を図る観点からも日中活動系のサービスを充実させていくことが必要です。

アンケート調査から、福祉サービスの利用意向をみると、身体障がい者では「補装具費の支給」「居宅介護（ホームヘルプ）」が、知的障がい者では「日中一時支援事業」や「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」が、精神障がい者では「精神通院医療」の希望が高くなっているなど、様々なサービスが必要とされています。

本町において、これらの事業について周知を進めていくとともに、「就労継続支援（B型）」など町内で整備が進んでいない事業についても提供できるよう基盤整備に努めていくことが必要です。

また、国では平成25年8月に、障害者自立支援法に替わり「障害者総合支援法（仮称）」が制定される予定となっており、今後、障がい福祉サービスについても見直しが考えられます。そのため、このような国の動向にも対応しつつ、引き続き障がい福祉サービスの提供基盤等の充実を図ることが必要となっています。

施策の展開

（1）障がい福祉サービスの充実

在宅で生活する障がい者が日常生活に必要な支援・介助を十分に受けられるよう、居宅介護等の訪問系サービスや日中活動系サービス等の障害者自立支援法における各種障がい福祉サービスの基盤整備を図ります。

前計画の実施状況

「有明広域圏 障害福祉サービスマップ」や「みんなのための障害者自立支援法」等による、制度やサービス内容の周知を行いました。また、相談支援の充実によるサービスを必要とする人の利用促進を図りました。

今後の方向性

今後の法改正に対応した施策の推進を基本に、利用者のニーズを踏まえた均衡あるサービス提供体制づくりを図ります。

また、就労継続支援B型事業のサービスの確保を図ります。

(2) 地域生活支援事業の充実

全国一律のサービスである障がい福祉サービス以外に、市町村が独自に行うサービスとして、「移動支援事業」や「日中一時支援事業」等の地域生活支援事業の基盤整備を図ります。

前計画の実施状況

利用者の必要に応じたサービスの提供、周知を図りました。

今後の方向性

障がい者がサービスを利用しやすいよう情報提供に努めます。また、今後多様化する障がい者一人ひとりのニーズに対応した相談支援が行えるよう、支援体制を強化し、利用者のニーズを踏まえた均衡あるサービス提供体制づくりを図ります。

(3) 高齢者保健福祉、介護保険サービスとの連携

40歳以上で介護保険の要介護認定を受けている障がい者に対して、介護保険サービスの利用を促進していきます。また、サービスの利用要件を勘案しながら、高齢者移送サービス事業など的高齢者福祉サービスの利用も促進していきます。

前計画の実施状況

担当課内での連携のもと、共有できる情報について連携してサービスの提供を行いました。

今後の方向性

今後も継続して連携を図り、高齢者福祉施策及び障がい者施策の制度の周知を相互で進め、サービスの効果的な提供に努めていきます。

(4) 難病患者や発達障がい者等に対する支援

難病患者に対しては、県有明保健所等の圏域の専門機関と連携して、ホームヘルプサービス等の生活支援の充実に努めます。また、発達障がい者（児）に対しても、県の専門機関等と連携して、適切な生活支援に努めるとともに、支援制度の充実を国・県に要望していきます。

前計画の実施状況

発達障がい児とその疑いのある保護者への相談対応や専門機関等との連携に努めました。

今後の方向性

今後も発達障がい児とその疑いのある保護者への相談対応や専門機関等との連携を進め、障がいの早期発見・療育等に取り組みます。

2 居住系サービスや施設福祉サービスの充実

現状と課題

障がい者が施設や病院から地域生活に移行するためには、生活の拠点となる住まいの確保が大切です。その中で、グループホームやケアホームは、障がいのある人が、仲間とともに地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、必要性が高くなると考えられます。

アンケート調査では、現在の生活で困っていることや不安に思っていることとして、「家族など介護者の健康状態が不安」が3障がいで高くなっているほか、知的障がい者では「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」と回答している人が多く、将来も安心して暮らせる居住の場が求められているところです。

本町では有明圏域で事業所と連携して、グループホームやケアホームの基盤整備を進めており、今後も推進していく必要があります。一方で、障がいの状態や家庭環境等の問題で自宅や地域で生活できない障がい者もいることから、これらの方々にも配慮して施設入所支援の必要量の確保が必要です。

施策の展開

(1) グループホーム・ケアホームの整備推進

障がい者が親から独立し、“親亡き後”も住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、サービス事業者や近隣市町村と連携して、グループホーム・ケアホームなどの居住系サービスの基盤整備を進めます。

前計画の実施状況

有明圏域で事業所と連携して、必要なサービスを行うための基盤整備を進めました。

今後の方向性

サービス利用者のニーズに基づき、グループホームやケアホームの必要な量の基盤整備を進めます。

(2) 入所施設の適正確保

入所が必要な障がい者の生活の場として入所施設・定員を確保するため、県や近隣市町村と協議・調整していきます。

前計画の実施状況

入所施設の現状は、定員を満たしており、入所の希望があっても待機の状態です。

今後の方向性

入所施設希望者（必要者）の待機の解消として、可能な限り地域で生活できるよう適切なサービス利用計画の作成に努めるとともに、旧法の入所施設からグループホーム・ケアホームの移行が考えられることから、施設入所支援の適正量の確保の観点から新設の検討を進めます。

(3) 入所施設との連携

入所施設との連携を密にし、障がいの程度やニーズに応じた適切な入所を支援するとともに、入所者が快適に生活できる施設環境づくりについて理解・協力を求めています。

前計画の実施状況

サービスの利用に関し、適時施設と連絡を取りあい、連携して対応しました。遠距離の施設との連携が課題となっています。

今後の方向性

障がい程度区分認定時を利用して、遠距離施設との意見交換等の連携を図ります。

3 情報提供・相談支援体制の充実

現状と課題

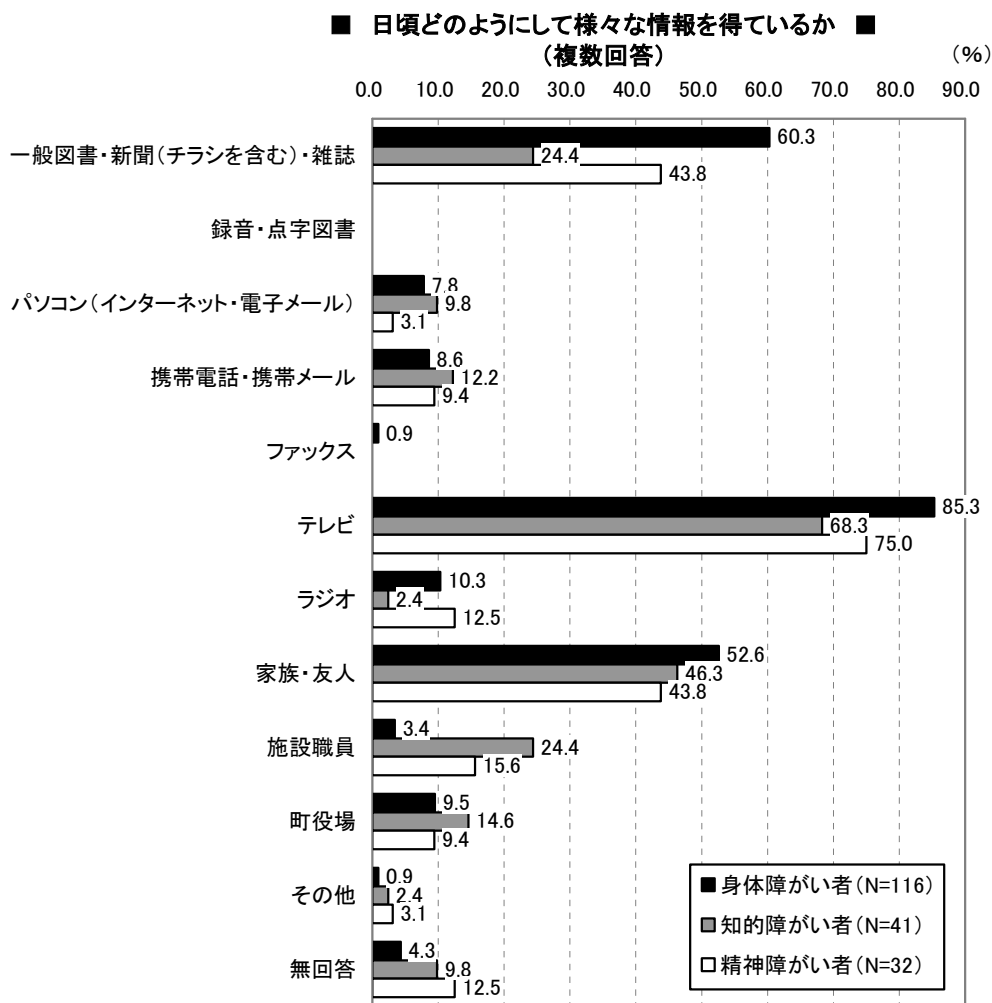
障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、障がい者やその家族、介助者などが抱える様々な問題の解決に向けて、身近な地域で相談ができ、適切な支援へとつなげていく相談体制や、必要な情報が得られることが求められています。

アンケート調査において「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」や「サービス利用の手続きの簡素化」、「福祉に関する情報提供の充実」などの福祉サービスや情報提供・相談体制の充実を求める声が多くあがっています。また、情報の入手先についてみると、テレビや家族・友人、一般図書・新聞・雑誌などを情報源とする方が多くなっています。

現在、本町では、障がい者からの相談に対して、福祉課や保健センター等での相談対応や、2市4町の共同で相談支援を実施しており、今後もこれらの支援の充実と連携強化が大切です。今後は、身近な相談の場として基幹相談支援センターを設置するなどの相談体制の強化に取り組む必要があります。

情報提供については、障害者自立支援法等の制度の動きや地域のサービス事業者の情報などについて、「有明広域圏 障害福祉サービスマップ」の作成や「みんなのための障害者自立支援法」などの各種パンフレット等での情報提供を行いました。

今後も移り変わる福祉制度の動きについて引き続ききめ細やかな情報提供を行うことが求められています。さらに、行政文書等の情報提供の際には、点訳・音訳等の配慮をはじめ、インターネット等の情報媒体を活用するなど、今後も障がいの有無に関わらず、必要な情報を入手できるよう、可能な限り障がいに応じた情報提供ツールのバリアフリー化を進めていくことが課題となります。



施策の展開

(1) 障害者相談支援事業の充実

障害者自立支援法に基づく「相談支援事業」については、有明圏域2市4町で共同して事業者へ委託し、事業の充実を図ります。また、委託した相談支援事業所の情報を町民に対して広く周知し、利用促進を図ります。

前計画の実施状況

有明圏域2市4町で委託し、4事業所による相談支援事業を実施していますが、事業所が玉名市、荒尾市にあり、利用者にとっては遠方で利用がしづらいという課題があります。

今後の方向性

町内において、障がい者やその家族等がそれぞれのライフステージに応じた、より身近に相談ができる体制づくりを進めるため、相談支援体制の強化に伴う、基幹相談支援センター設置を推進します。

(2) 関係機関等の相談事業との連携

社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域の相談機関と連携強化を図り、ネットワーク化を進めるとともに各種相談事業の周知と利用促進を図ります。

前計画の実施状況

民生委員・児童委員協議会の部会で、年1回、障がい者福祉制度に関する説明会を開催しており、制度に関する情報共有や事業の周知などの連携を図りました。

今後の方向性

今後も継続して周知を行うとともに、他の関係機関との連携を進め、障がいのある人の生活状況等の情報を共有するとともに、相談事業の周知・推進に取り組みます。

■南関町の障がい者に関する相談窓口

窓口・機関等の名称	所在地	連絡先	時間
南関町役場 福祉課	関町 1316	0968-53-1111	8:30~17:15 (平日)
南関町保健センター	小原 1857	0968-53-3288	8:30~17:15 (平日)
南関町社会福祉協議会	小原 1405	0968-69-9020	8:30~17:15 (平日)

(3) 相談員等の資質向上

障がい者からの様々な相談事に、より適切に対応できるよう、研修等により町の相談担当職員の資質向上を図ります。

前計画の実施状況

町の相談担当職員に対し、積極的な相談員研修への参加を促して資質向上に努めました。

今後の方向性

権限移譲により、平成24年度から町で相談員を設置することになり、障がい者一人ひとりのニーズに対応した相談及びサービス利用へとつなげられるよう、人材確保と資質の向上に努めていきます。

(4) 福祉制度・サービスに関する情報提供の充実

広報「なんかん」での特集掲載や福祉パンフレット、チラシ等の媒体を活用して、福祉制度やサービス等に関する情報提供を行います。

前計画の実施状況

「有明広域圏 障害福祉サービスマップ」の作成や「みんなのための障害者自立支援法」などの各種パンフレット等の配布や窓口配置、手帳等交付時の説明などによる情報提供を行いました。

今後の方向性

情報提供や相談に関わるスタッフの専門的知識の向上に努めるとともに、民生委員・児童委員や福祉員等の地域の人材による情報提供の連携などに努めます。

(5) 行政文書の点訳・音訳等の推進

ボランティア等と連携して、広報やその他の行政文書の点訳・音訳等に努めます。

前計画の実施状況

「やさしいブラウザ」を活用した、ホームページに掲載している広報誌等の音訳を行いました。インターネット環境が整っていない人への音訳や点訳に関する支援の充実が必要です。

今後の方向性

声の広報の発行など、点訳・音訳に関する情報提供や環境整備、ボランティアの募集などの検討を進めます。

(6) コミュニケーション支援の充実

聴覚障がい者等に対する情報提供及び社会参加、コミュニケーション支援を図るため、地域生活支援事業の「コミュニケーション支援事業」において手話通訳者・要約筆記者等の育成・派遣を行います。

前計画の実施状況

コミュニケーション支援について、事業の利用が少ない現状があり、課題となっています。

今後の方向性

障がい者の社会参加のため、行事等の開催にあたって制度の利用について掲載するなど、周知に努めます。

4 生活安定施策の充実

現状と課題

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労による収入安定を図るほか、所得保障の充実が必要となります。障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障がい者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。また、近年、消費者トラブルなども増加しており、情報提供や地域の見守り体制など、地域ぐるみによる防犯体制の強化も必要となっています。

アンケート調査では、現在の生活で困っていることや不安に思っていることとして、身体障がい者・精神障がい者において「十分な収入が得られない」ことが不安な点としてあがっており、これらの方々の不安の解消に向け、年金・手当等の所得保障に関する情報提供が必要と考えられます。

このため、国・県等と連携して、各種年金・手当制度などの周知と充実に努め、障がい者の生活の安定を図るほか、消費者被害をはじめとする犯罪や事故から障がい者を守るため、警察や県消費者センターと連携して犯罪防止のための情報提供や啓発を進めていくほか、庁内において消費生活に係る相談窓口を設置の充実を図るなど、体制づくりを進めていく必要があります。

施策の展開

(1) 年金・手当制度等の周知

障がい者の生活基盤の安定を図るために、各種年金・手当等の制度の周知に努めるとともに、制度の充実を国・県に要望していきます。

前計画の実施状況

広域パンフレット、各機関（社会福祉協議会、病院、地域包括支援センター、相談事業所等）の協力等により制度の周知を図りました。

今後の方向性

町や関係機関・団体での窓口や、設置予定である基幹相談支援センター等での相談の機会において情報提供を行える体制の強化を図っていきます。

(2) 消費者被害や犯罪・事故等の防止

悪質な訪問販売業者等による消費者被害や交通事故・犯罪等から障がい者を守るため、警察や県消費者センター等と連携して、犯罪防止のための情報提供や啓発に努めます。

前計画の実施状況

町に消費生活相談窓口（福祉課内）を開設し、相談体制の強化（専門性の向上）に努めました。

今後の方向性

今後も相談窓口の強化、専門相談員の確保に努め、消費者被害等の防止に取り組むとともに、地域警察や関係機関との連携強化に努めます。

5 権利擁護・虐待防止の推進

現状と課題

障がいのある人が社会の構成員として、一人ひとりの人格と個性が尊重され、あたりまえに暮らすことができるよう、その人の権利が守られていることが大切です。

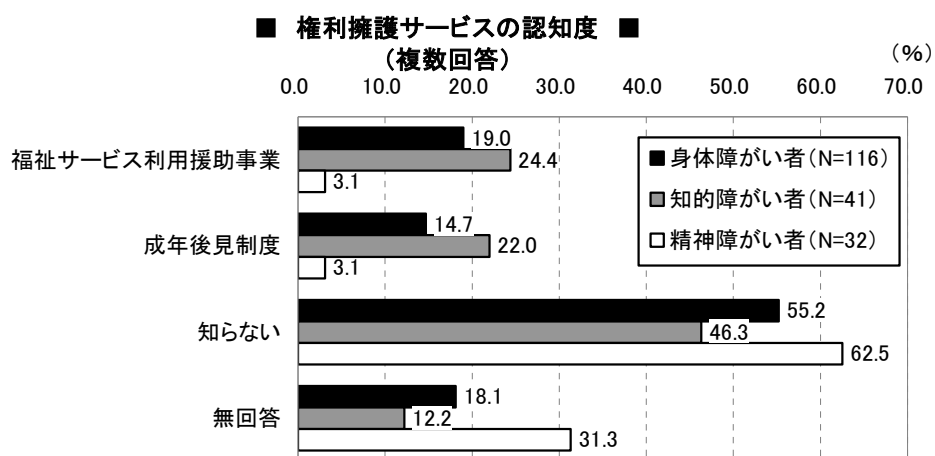
地域生活を進めていく上で、障がいにより判断能力が十分でない人は、自らの判断で、適切なサービスを受けることができない可能性が考えられます。

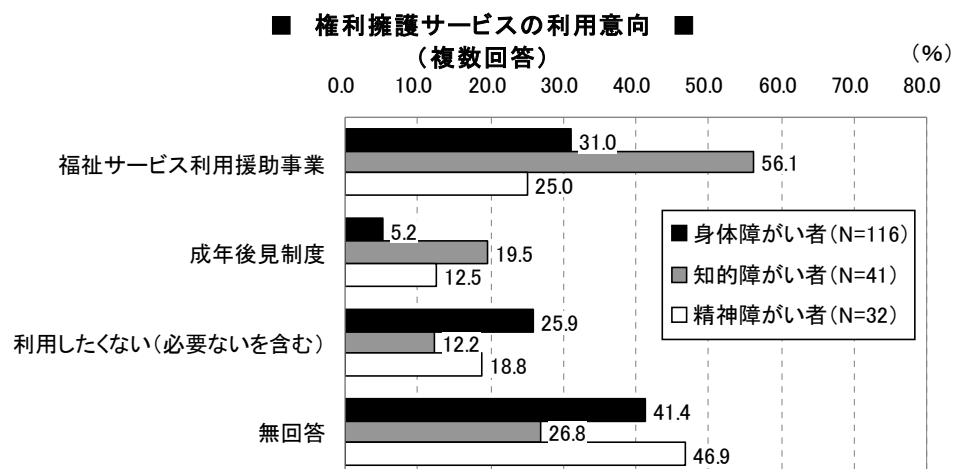
町では障がいのある人が適切なサービス利用ができるよう、社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業や、財産の管理等の支援となる成年後見制度などの権利擁護サービスを実施しており、利用促進のための周知等に取り組んでいるところです。

しかし、アンケート調査結果をみると、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）及び成年後見制度の権利擁護サービスの認知度は、最も認知度の高い知的障がい者においても約2割程度と低くなっています。しかし、利用意向についてみると福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の希望があがっており、これらの人々が円滑に利用できるよう情報・相談等の支援を行っていく必要があります。

また、障がい者に対する虐待の防止については、平成23年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を踏まえ、障がいのある人への虐待に関する通報窓口や相談等を行う障がい者虐待防止センターの設置が求められています。

虐待の原因となる要素を早期に発見し、未然に防止するためには、障がいに対する正しい理解と、虐待防止に対する社会全体の認識を深めることが大切です。





施策の展開

(1) 権利擁護関連制度の周知

成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）等の障がい者の権利や財産等を守る制度について、町や県の社会福祉協議会等の関係機関と連携して、周知と利用促進に努めます。

前計画の実施状況

広報やパンフレットにより社会福祉協議会の権利擁護事業と連携して周知しました。

今後の方向性

制度周知について、県や関係機関のパンフレットなどを配布することにより、周知に努めます。

(2) 虐待防止に向けた連携体制の構築

家庭、地域での虐待や権利擁護などに対する情報を共有し、関係機関、団体等の関係者と連携して、虐待防止ネットワークの構築を図ります。

前計画の実施状況

【新規取り組み】

今後の方向性

地域福祉のネットワークにおいて、家庭、地域での虐待や権利擁護などに対する情報を共有し関係機関、団体等の関係者と連携して、虐待防止ネットワークの強化に努めます。

(3) 虐待防止センターの設置

障がいのある人への虐待に関する通報窓口や相談等を行う障がい者虐待防止センターの設置等を通じて、障がい者の虐待防止、虐待の早期発見、権利擁護のために体制整備を図ります。

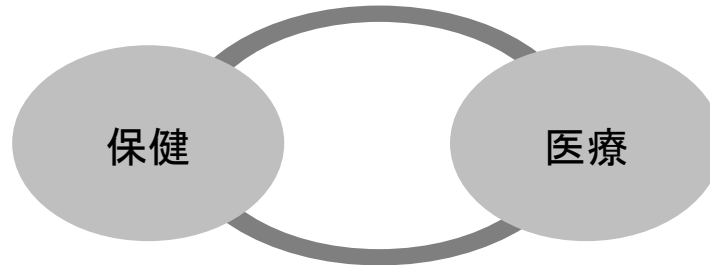
前計画の実施状況

【新規取り組み】

今後の方向性

障がい者虐待防止センターや自立支援協議会、地域福祉における見守りネットワーク等において虐待防止に関する情報共有など、虐待防止に向けた連携体制の構築に努めます。また、事業所における虐待に対しても、情報共有を行い防止に努めます。

第5章 健やかに生活するための保健医療体制づくり



基本的な考え方

障がいの予防と早期発見、早期療育は障がい者施策の中で重要な課題の一つです。障がいには、先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見・早期治療・早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては、特に予防面を強化する必要があります。また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション医療が役割を担っており、その一層の充実を図る必要があります。

また、近年、3万人を超える自殺者がいる現状を踏まえ、自殺予防対策として平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、平成19年には「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。うつ予防対策を始め、職域保健や多重債務問題への対応等、自殺予防対策を総合的に推進していくことが求められています。

本町では、障がいの早期発見・早期対応を図る観点から、保健センターの母子保健事業において、妊娠期に妊婦健康診査の実施や、病気や障がいのあった場合の対応なども含め情報の提供をしています。また、乳幼児期については、乳幼児健康診査や子育て相談、発達相談等を通じ、障がいの発見と相談などの支援を行っています。一方、成人期・高齢期の方については、特定健康診査やがん検診等を実施しているほか、体力アップ事業等の健康づくり・介護予防事業を実施するなど、生活習慣の改善や疾病予防・介護予防に重点を置いた施策を推進しています。また、うつ病や自殺予防対策として、こころの健康づくりに向けた健康教育や相談の充実に向けて取り組むなど、身体と心の双方からの支援を推進しています。

今後も、保健・医療に係る関係機関等との連携のもと、障がいの予防・軽減や早期発見・早期療育につなげる体制づくりを進めるほか、障がい者に対する医療、医学的リハビリテーション等の充実による障がい者の健康の保持・向上など、障がい者のすべてのライフステージに関わっていける体制づくりが必要となります。

1 予防と早期発見、治療の充実

現状と課題

本町においては、できるだけ早期に障がいを発見し、適切な治療・支援に結びつけられるよう、母子保健事業を中心に、妊産婦や乳幼児の健康づくりや子育て中の保護者に対する相談・支援を推進しています。また、成人期においては、特定健康診査やがん検診による障がいの発見や、健康づくり事業による生活習慣病等の疾病の予防などに努めているところです。

今後も、ライフステージに応じた障がいの発生予防と早期発見・支援に向けた様々な対策が必要です。また、うつや自殺予防対策の観点から心の健康づくりについても、相談に関わる専門員の配置など、体制づくりを進めていく必要があります。

施策の展開

(1) 健康教育・健康相談の充実

母子、成人、高齢者等の対象分野別の健康教室や健康相談を開催していますが、今後とも各種教室内容のさらなる充実に努めます。

前計画の実施状況

各世代からの健康相談を受け付けています。また、健康教育については、参加者の多くが高齢者で、青壮年層の参加が少ない現状があります。

今後の方向性

今後は地域に出向き、積極的に区長や民生委員・児童委員等と連携をとりながら健康教育を充実させるとともに、地域において障がいのある人が閉じこもり状態になることがないように、生活状況等の把握に努めます。

(2) 乳幼児健診や乳幼児家庭訪問等の充実

乳幼児健診（3・4ヶ月、7・8ヶ月、1歳6ヶ月、3歳）の周知と受診促進に努めるとともに、母子保健推進員と連携しながら未受診者へのフォローを図ります。また、乳幼児家庭訪問や育児相談等のその他の母子保健事業についても充実に努めます。

前計画の実施状況

乳幼児健診の周知・受診勧奨や、母子保健推進員との連携のもと、障がいの予防と早期発見、治療の充実に取り組みました。また平成21年度からの「こんにちは赤ちゃん事業」の実施による乳幼児家庭訪問や育児相談等も積極的に実施しています。

今後の方向性

今後も乳幼児健診対象者への通知と健診未受診者への受診勧奨及び乳幼児家庭訪問、育児相談等を継続します。また、乳幼児の歯科保健についても働きかけの強化に努めます。

(3) 成人健診の充実

成人の健康診査について、より一層受診しやすい環境整備に努め、成人・老人期の生活習慣病等の早期発見・治療を促進します。

前計画の実施状況

健康診査の受診しやすさを考えた環境整備に取り組み、疾病の早期発見・早期治療に取り組みました。

今後の方向性

今後も、より一層受診しやすい環境整備に努め、さらなる早期発見・早期治療に取り組みます。

(4) 介護予防の推進

高齢者に対する介護予防として、「体力アップ事業」等の健康づくり・介護予防事業を推進し、高齢者の疾病予防と障がいの発生予防に取り組みます。

前計画の実施状況

体力アップ教室の充実による予防の推進に取り組みました。

今後の方向性

交付金等の利用により、教室として利用している施設等のユニバーサルデザイン化を進めて、利用を促進し、介護予防の充実に努めます。また、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（事業）による公民館等整備事業（改修）に取り組みます。

(5) 心の健康づくりの推進

心の健康づくりや自殺予防対策の一環として、健康教室等において、うつ病等に関する情報提供や相談に取り組むほか、臨床心理士等の専門スタッフの配置に努めます。

前計画の実施状況

心の健康づくりや自殺予防対策として健康教育、相談で対応し、また広報等で情報提供により普及啓発を行いました。

今後の方向性

近年、特に問題となっている自殺予防対策に力を入れ、臨床心理士等の専門スタッフの導入により、より充実した対応に努めます。

2 医療サービスの充実

現状と課題

障がい者にとって医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するために不可欠です。また、定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいに伴う二次障がいの予防に対応するためにも、ライフステージに対応した連携体制も必要となります。

アンケート調査をみると、精神障がい者において日中の生活の場として「病院」が上位にあがっています。また、医療の提供だけでなく、情報提供や相談窓口としても重要な役割を担っており、困っていることや不安・悩みの相談先では第1位にあがっています。

本町では自立支援医療やこども医療費助成制度などの医療費負担の軽減に係る助成制度を展開しているほか、障がい者に対する適切な医療サービスの提供等のために、地域の医療機関との連携を図っています。

今後もこれらの取り組みについて支援や連携体制の強化を進めていく必要があります。

施策の展開

(1) 医療機関等との連携

障がい者がいつでも安心して医療を受けられるよう、かかりつけ医の普及等を図るとともに、医療機関や医師会等の関係機関に対して、障がい者に対する医療サービスの充実や在宅医療の充実、施設のバリアフリー化など、障がい者が受診しやすい環境づくりについて、理解・協力を求めています。

前計画の実施状況

有明圏域で連携して、医療機関等との連携を図りました。

今後の方向性

継続して医療機関との連携に努め、理解・協力を求めています。

(2) 精神保健医療対策の推進

精神科病院等の関係機関と連携して、地域の精神保健・医療体制の充実に努めます。また、精神障がい者やその家族及び当事者団体等の活動支援に努めます。

前計画の実施状況

精神科病院等の関係機関と連携や、精神障がい者やその家族及び当事者団体等の活動支援に努めました。

今後の方向性

引き続き、医療機関等の関係機関と連携を強化し、精神保健・医療体制のさらなる充実に努めるとともに、精神障がい者やその家族及び当事者団体等の活動支援に努めます。

(3) 医療費助成制度の周知

障がい者が必要な医療を適切に受けることができるよう、医療機関等と連携して、自立支援医療等の医療費の公費負担・助成制度等について周知を図るとともに、国・県に対して制度の充実に要望していきます。

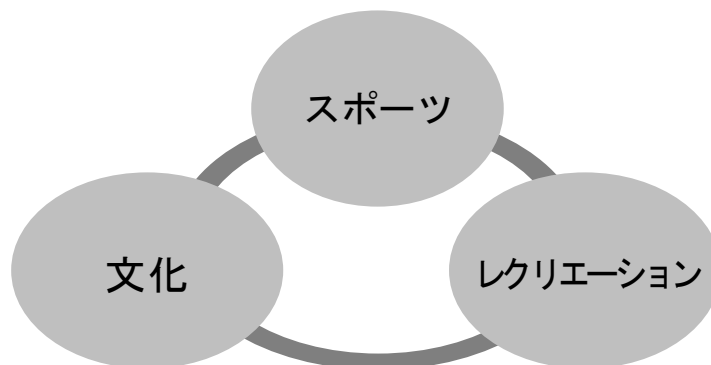
前計画の実施状況

平成 22 年 9 月に子ども医療費助成制度の範囲を中学生まで充実しました。子ども医療費助成制度や重度心身障害者医療費助成制度など、障がい者とその家族等の経済的な負担を軽減する制度について周知を図りました。

今後の方向性

継続して、必要とする人が利用できるよう、各種医療費助成制度の周知に努めていきます。

第6章 生きがいを持って生活できる環境づくり



基本的な考え方

文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加の機会を確保することは、障がいのある人の社会参加の促進にとって重要であるだけでなく、生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために大切なものです。

本町においては、公民館等で生涯学習講座の受講や、障がい者スポーツの実施など各種行事や学習の場を設けています。また、文化・スポーツ・レクリエーションを行う施設におけるバリアフリー化を推進し、障がい者や高齢者等が気軽に参加できる基盤づくりを進めています。

今後も、多様なニーズに応えた地域活動や文化・スポーツ・レクリエーション活動等の開催や支援を行い、障がい者が就労以外の場でも積極的に社会参加し、地域の人々とともにふれあうことができるよう、文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

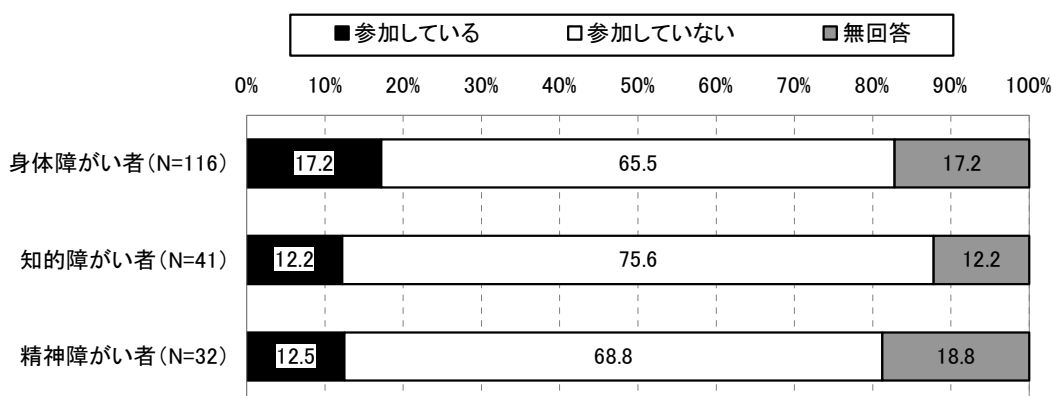
1 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

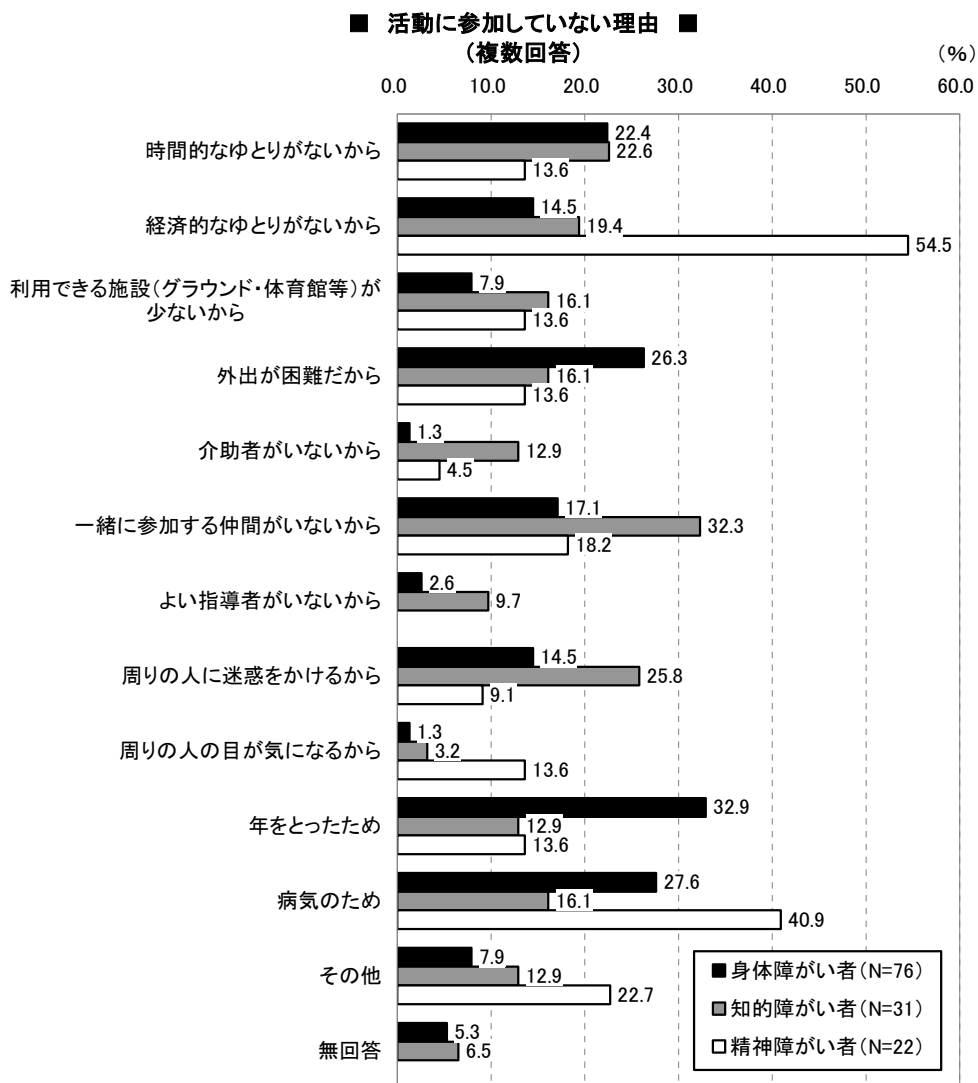
現状と課題

アンケート調査によると、障がい者のスポーツ・文化活動の参加は1割から2割弱と、少ない状況となっています。参加していない理由についてみると、身体障がい者では年齢や移動の困難から参加していないことや、知的障がい者では一緒に参加する仲間の課題が、精神障がい者では経済的な課題など様々な理由があります。

今後も、障がいの種別や程度に関わらず、障がいを持つ人、持たない人もともにわけ隔てなく誰もが気軽にスポーツや文化活動、レクリエーション活動に参加できるような機会の充実を図り、障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

■ スポーツや文化活動などの参加状況 ■





施策の展開

(1) 生涯学習講座等の充実

公民館等で開催する生涯学習や社会教育の講座等について、障がい者をはじめ、誰もが受講しやすい学習プログラムや教材づくりに努めます。

前計画の実施状況

様々なニーズに対応する講座等を開催し、啓発をしました。

今後の方向性

講座内容に関する要望の把握に努め、公民館の利便性の向上や、視聴覚機器等を活用して学習の充実を図ります。また、視覚障がいや聴覚障がいなど、それぞれの障がいにあった内容の学習の機会の提供を図れるよう、より効果的な講座の開催に取り組みます。

(2) 障がい者スポーツの推進

ボランティアや障がい者団体、近隣市町村等と連携し、障がい者スポーツ大会やスポーツ・レクリエーション教室の開催、スポーツ指導員の育成等に努め、障がい者スポーツの推進を図ります。

前計画の実施状況

平成 19 年度に、町スポーツ振興計画に障がい者のスポーツ振興を図る具体的な施策を盛り込みました。毎年、南関町福祉スポーツ大会の開催や、町身体障がい者福祉協議会の実施するスポーツ、文化活動等への支援などに取り組んでいます。

今後の方向性

障がい者スポーツの推進について検討を進め、総合型地域スポーツクラブとの連携等様々な人の意見を取り入れた事業の充実に努めます。

(3) 図書館の充実

点字やテープ図書、大活字本等の障がい者の利用に配慮した図書・資料の充実に努めます。

前計画の実施状況

図書館において、点字図書の整備を行いました。

今後の方向性

点字をはじめ、あらゆる障がいを持った人それぞれが利用のしやすい図書の整備に取り組みます。

(4) 文化・スポーツ・レクリエーション関連施設のバリアフリー化

公民館や図書館をはじめ、総合文化福祉センター（うから館）、交流センター等の文化・スポーツ・レクリエーション関連施設について、施設のバリアフリー化などの障がい者が利用しやすい環境づくりに努めます。

前計画の実施状況

障がい者用トイレ（多目的）の建設や手すり等、ユニバーサルデザインを取り入れた設置に取り組みました。

今後の方向性

ユニバーサルデザイン化を全面的に推進していくとともに、バリアフリー化が遅れている旧建造物の改造も計画的に行えるよう努めます。

生活環境

基本的な考え方

障がいのある人や高齢者のために障壁を取り除くバリアフリーの考え方から、年齢、身体の状態、性別などに関係なく、誰にとってもやさしいまちづくりを目指すユニバーサルデザインの考え方が広がってきています。

また、災害時・緊急時の支援については、災害弱者となる障がい者や高齢者を的確に支援するため、要援護者情報の充実や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支えあいの地域づくりを進めていく必要があります。

本町では、役場や学校においてエレベーターを設置するなど、公共施設のバリアフリー化を進めているほか、助成制度による住宅や移動に関わる障壁の解消に取り組んでいます。また、災害時・緊急時においては、障がい者・高齢者等の安全が確保できるよう、「地域防災計画」に基づき、地域の要援護者に関する情報の収集や行政区単位での自主防災組織づくり、地域での見守りネットワークの構築などの防災対策を推進しています。

今後も、すべての人が安心・安全に暮らしていける生活環境の整備へと取り組みます。

1 公共施設等の整備

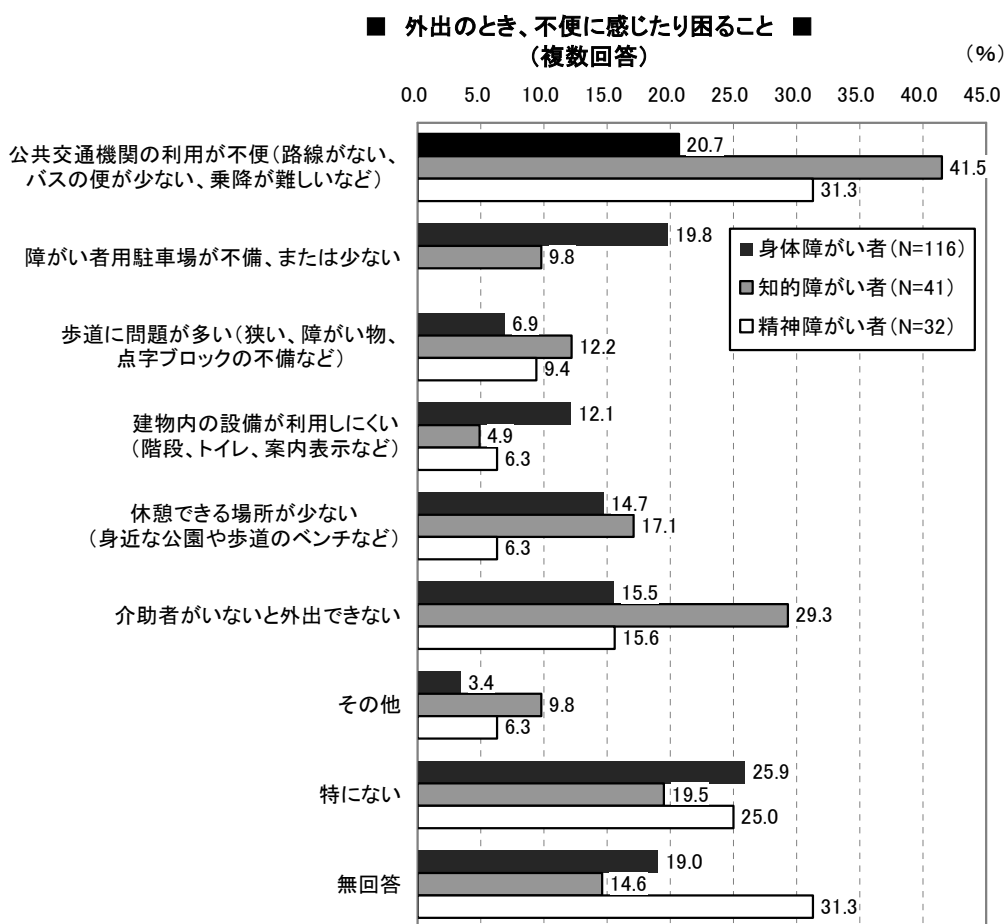
現状と課題

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障がい者や高齢者等が生活する上で利用する様々な公共機関や生活関連施設の環境の整備・改善が必要です。

国においては平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）」が施行され、建築物・交通の両方の視点からすべての人が住みやすいまちづくりに向けた取り組みを推進しています。

本町でも、町役場や関連施設等の整備・改善を計画的に進めていますが、アンケート調査によると、外出時に不便に感じたり困ることについて、身体障がい者を中心に「障がい者用駐車場が不備、または少ない」や「建物内の設備が利用しにくい」といった等の問題点をあげる人も少なくなく、改善が必要です。

今後も、町民の誰もが積極的に社会参加できるよう、公共施設等の整備・改善に努めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた人にやさしいまちづくりを一層推進します。



施策の展開

(1) ユニバーサルデザインに基づく公共施設の整備

今後、新設する公共施設については、ユニバーサルデザインの視点に基づき、障がい者や高齢者、妊産婦や子ども等、すべての人の利用に配慮した施設整備を行います。

前計画の実施状況

公共施設等の整備、改善を計画的に進めていますが、主に身体障がい者を中心とする建物等の段差や障がい者に配慮した設備に向け、さらなる改善が望まれます。

今後の方向性

公共施設については、設計や企画立案の段階からユニバーサルデザインの視点に基づき計画を進めます。

(2) 既存の公共施設のバリアフリー化

既存の公共施設の改善については、施設の利用頻度や改善の緊急度を勘案してバリアフリー化を計画的に進めます。

前計画の実施状況

平成 21 年度に役場庁舎にエレベーターを、平成 22 年度には中学校にエレベーターを設置しました。

今後の方向性

今後も多くの人々が利用する既存の公共施設などのバリアフリー化を、利用頻度や緊急度を勘案して計画的に進めます。

(3) 民間施設への要請

郵便局や銀行などの不特定多数の人が利用する民間施設に対して「バリアフリー新法」等の周知を図り、障がい者等の利用に配慮した施設整備について理解・協力を求めています。

前計画の実施状況

介護サービス事業者等、福祉関係の施設は整備が進んでおり、加えて民間施設に対してもバリアフリー等の周知を図りました。

今後の方向性

今後も、民間事業所等への改修時におけるアドバイスや積極的取り組みを要請し、障がい者や高齢者が利用しやすい施設となるよう周知に努めていきます。

2 道路や交通・移動手段、住まいの整備

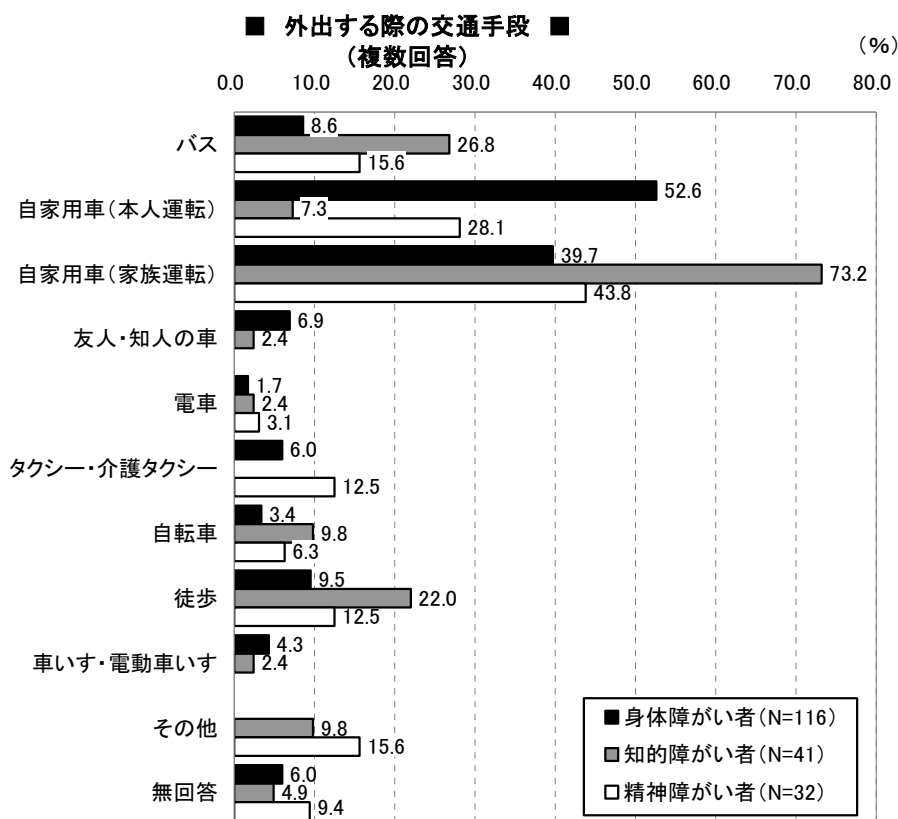
現状と課題

移動手段を確保することは障がい者の外出に対する抵抗感を減らし、日常生活の行動範囲の拡大や社会参加の促進へとつながる大切なものです。また、住まいの場においても不便が生じないようにバリアフリー化が望まれます。

しかしながら、外出に関するアンケート調査結果をみると、「公共交通機関の利用が不便」「介助者がいないと外出できない」と感じている方が知的障がい者でみられるなど、不便を感じている人も少なくなく、充実を図ることが求められています。また、外出時の移動手段では、「自家用車」を利用する人が圧倒的に多くなっています。

本町では、バス等の公共交通機関の利用が不便な地域があるため、移動手段の確保として、移動支援事業の実施や、タクシー利用に係る助成制度など、公共交通機関に代わる障がい者・高齢者等の移動手段の充実に取り組んでいます。また、障がい者が安心して自宅で生活できる環境づくりとして、バリアフリーの住まいや、住宅改修を支援する事業・制度の推進を図っています。

今後も障がい者が地域の住まいで暮らすことができるよう、道路交通環境の整備や移動手段の充実、住宅のバリアフリー化等の整備に取り組みます。



施策の展開

(1) 安全な道路整備

国・県等と連携しながら、道路の拡幅や歩道の設置、安全施策としてカーブミラー・ガードレールの設置など、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に基づいた歩道等の整備を図ります。

前計画の実施状況

道路の拡幅や歩道の設置など道路改良は振興計画により計画的に行いました。また、安全施設のカーブミラー・ガードレールなども要望等により設置しています。

今後の方向性

点字ブロック等の設置等、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化を進めます。

(2) 交通・移動関連サービスの充実

移動支援事業などの障がい者の移動や交通機関の利用等に関連する各種サービス・制度のさらなる周知と充実に努めます。また、高齢者移送サービス事業など、その他の活用できるサービスについても周知と利用促進を図ります。

前計画の実施状況

通院などに支障がないようにバス路線を維持するとともに、福祉バスの利用促進に努めています。

今後の方向性

現状を維持するとともに、さらなる福祉バスの利用促進に努めていきます。

(3) 新しい移送手段の充実

公共交通機関に代わる交通手段の確保に向け、タクシー料金助成交付事業を実施するほか、福祉輸送等を行うNPOの育成に努めます。

前計画の実施状況

障がい者や高齢者等の交通手段の確保に向け、平成23年12月に南関町タクシー料金助成交付事業を開始し、対象となる障がい者等について、タクシーを利用した場合、料金の半額を助成する支援を始めました。

今後の方向性

タクシー料金助成交付事業といった新規事業をはじめとする移動に係る制度の周知を図るほか、今後も事業の利用状況及びニーズを随時把握に努め、より利用しやすい事業の推進を図ります。

(4) 公営住宅の整備・改善

公営住宅については、建て替え時に段差解消や手すり取付け等の障がい者や高齢者等に配慮した住宅のバリアフリー化に努めます。

前計画の実施状況

公営住宅の建て替えに際しては、障がい者や高齢者、子育て世帯等に配慮しながら老朽化対策や段差解消や手すり取付け等のバリアフリー化に努めました。

今後の方向性

町営住宅のバリアフリー化を計画的に進めていきます。

(5) 民間住宅等への要請

民間の賃貸住宅や建築事業者等に対しても、障がい者等に配慮したバリアフリー・ユニバーサルデザインの住まいづくりについて理解・協力を求めています。

前計画の実施状況

民間施設、交通機関等は、相手方の申出により、バリアフリー・ユニバーサルデザインの協力を図りました。支出が伴うものであり、改修時期等に合わせた協力依頼等に努める必要があります。

今後の方向性

誰もが利用しやすいようにバリアフリー化及びユニバーサルデザインを積極的に活用するように理解・協力を求めています。

(6) 住宅改造費助成関連事業の周知

地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業の中の「住宅改修費の助成」等の周知と利用促進を図ります。

前計画の実施状況

パンフレット等の作成配布により周知を図りました。

今後の方向性

今後も、広報誌やパンフレット、相談支援事業等を通じた情報提供など、継続して周知を図っていきます。

3 防災対策の推進

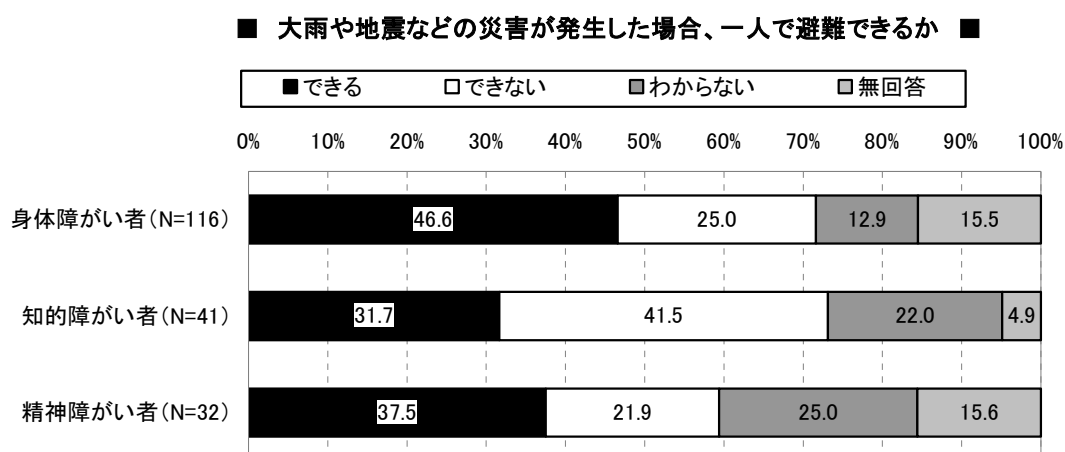
現状と課題

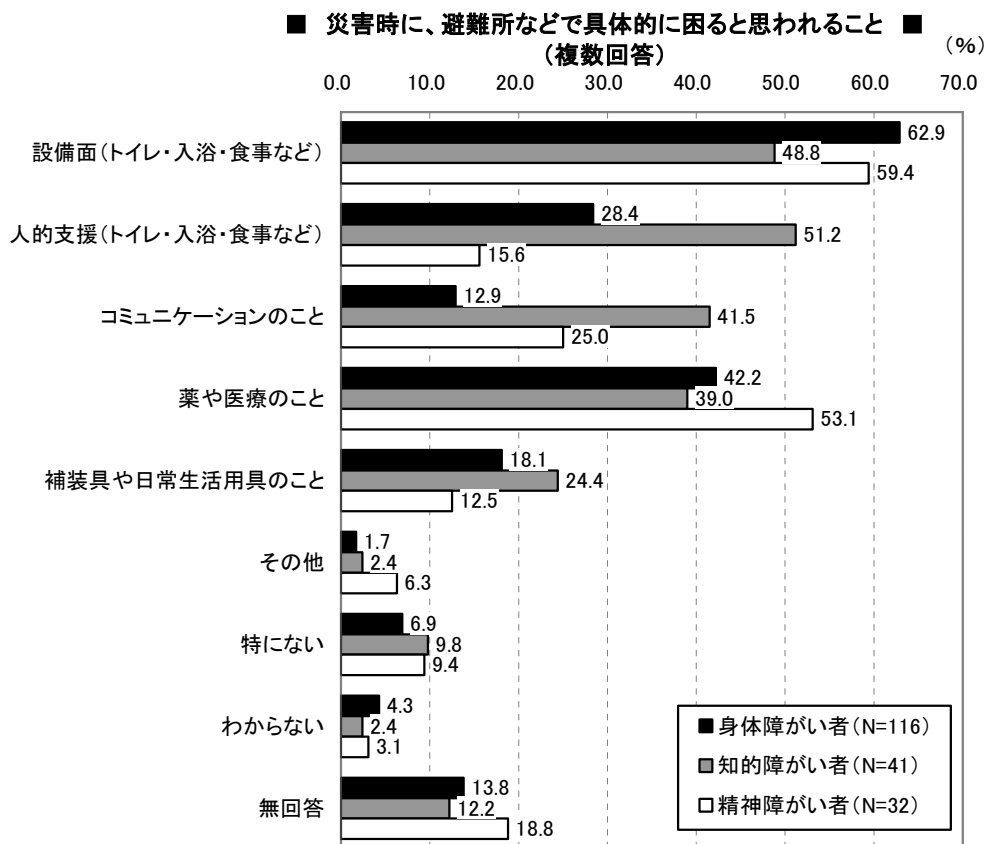
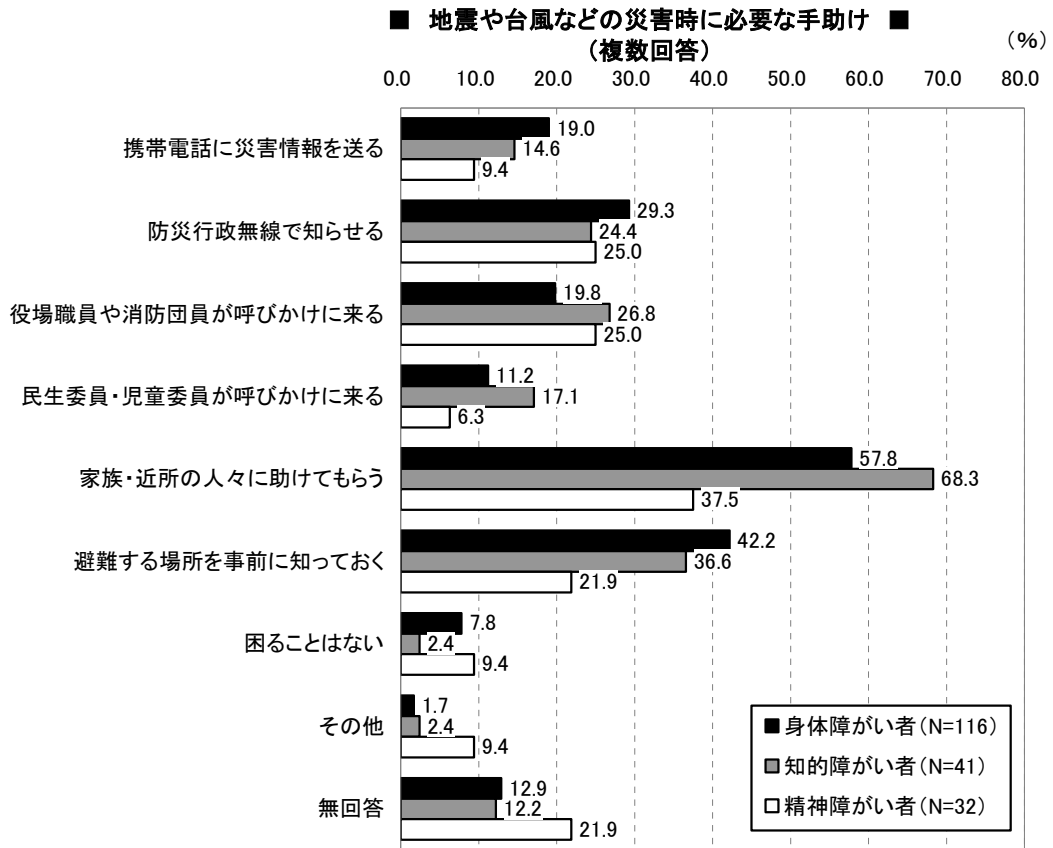
障がい者が安心して地域で生活するためには火災や地震等の災害が発生したときなどの非常時において、情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被害を最小限にとどめる「減災」を図ることが大切です。

アンケート調査をみると、災害時に一人で避難することに不安を抱えている方は、特に知的障がい者で多い傾向がみられます。また、災害時に必要な手助けとして、「家族・近所の人々に助けてもらう」といった地域のつながりや「避難する場所を事前に知っておく」といった情報提供などが求められています。避難場所においても、障がい者に対応した設備や、介助者の存在、医療体制が確保されている必要があります。災害発生時の対応から避難生活にいたるまで、様々な支援が必要です。

本町では、「地域防災計画」や「地域福祉計画」に基づき、地域と連携して、町民の相互間の見守り等の防災ネットワークの体制づくりを進めています。

今後は、災害時要援護者といわれる障がい者・高齢者等を火災や地震等の災害から守るため、地域の意識づくりや緊急通報システムの整備とともに、災害による被害を最小限に抑える基盤づくりを推進していく必要があります。





施策の展開

(1) 「地域防災計画」等による防災対策の推進

「地域防災計画」や「災害時要援護者避難支援計画」に基づき、避難場所等の防災に関する知識・情報の普及や、地域組織・ボランティアや保健・福祉・医療関係機関などと連携した地域の自主防災組織づくりに取り組みます。

前計画の実施状況

地域防災計画に基づく施策の推進を図り、平成 22 年度における自主防災組織は 23 組織設置されています。また、平成 21 年度に「災害時要援護者避難支援計画」を策定しました。

今後の方向性

今後も、地域防災計画及び災害時要援護者避難支援計画に基づき、防災に関する情報提供や関係機関・団体等との連携を深めます。また、住宅用火災警報器の設置状況の把握及び設置の促進を図ります。

(2) 災害時要援護者の避難支援体制の充実

災害時要援護者避難支援計画に基づき、障がい者や高齢者等の、災害時に支援を必要とする方の安全確保と避難誘導等の支援体制を強化します。また、災害時における避難場所や防災対策について情報の提供に努めます。

前計画の実施状況

災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害時に援護を必要とする方の登録を進めています。

今後の方向性

避難に係る個別計画を推進できるよう、町民に対し避難支援名簿登録を社会福祉協議会の見守りネットワークと連携して推進していきます。また、事業について周知・啓発を図ります。

(3) 緊急通報や福祉防災機器等の周知

緊急通報システムや火災報知機、自動消火器等の防災に関わる日常生活用具について、周知と利用促進に努めます。

前計画の実施状況

パンフレットや窓口等において、福祉防災機器等の周知と利用促進を図りました。

今後の方向性

現在の周知方法に加え、民生委員・児童委員や福祉員等の地域の活動団体とも連携し、地域単位での各種防災機器等の設置について周知・利用促進に努めます。

(4) 避難場所の整備

災害時の避難場所の確保及び周知を進めるとともに、特別な支援を要する人に対しては福祉施設等の活用など状況に応じた対応が行えるよう連携に努めます。

前計画の実施状況

【新規取り組み】

今後の方向性

避難場所の周知や、災害時における防災無線等の迅速な情報発信が行える体制づくりを進めます。また、福祉施設等との連携のもと、特別な支援を要する人に対応した福祉避難所の設置を進めます。

第 3 部 方法論

第1章 障がい福祉サービス等の展開

この章では、「障害者自立支援法」の規定による「市町村障害福祉計画」に該当する部分として、国の基本指針も踏まえながら、障がい福祉サービス・地域生活支援事業の提供状況や具体的な必要量の見込み及び見込量の確保、地域生活移行や就労移行に関わる平成26年度までの数値目標などを定めています。

1 第2期計画の実績と評価

(1) 障がい福祉サービス

①訪問系サービス

居宅介護は、実人数は概ね計画値通りとなっています。時間（/月）は、実績値が計画値を下回っています。

重度訪問介護は、実人数は計画通りとなっていますが、時間（/月）は、実績値が計画値を上回っています。

行動援護、重度障害者等包括支援は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	第2期計画値			実績値		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	実人数	8	9	10	6	11	11
	時間（/月）	160	180	200	117	169	180
重度訪問介護	実人数	1	1	1	1	1	1
	時間（/月）	153	153	153	217	238	130
行動援護	実人数	1	1	1	0	0	0
	時間（/月）	10	10	10	0	0	0
重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0	0	0	0
	時間（/月）	0	0	0	0	0	0

②日中活動系サービス

生活介護は、実人数、人日（／月）ともに実績値が計画値を上回っており、平成 23 年度で実人数が約 1.2 倍となっています。

自立訓練（機能訓練）は、実績がありませんでした。

自立訓練（生活訓練）は、実人数、人日（／月）ともに計画値と近い値となっています。

就労移行支援は、実人数、人日（／月）ともに実績値が計画値を下回っています。

就労継続支援（A型）は、平成 23 年度において利用が急増しています。

就労継続支援（B型）は、計画値を大きく下回っています。

療養介護は、実績がありませんでした。

児童デイサービスは、実人数、人日（／月）ともに実績値が計画値を上回っており、平成 23 年度には人日（／月）が約 2.7 倍となっています。

短期入所は、平成 22 年度までは、概ね計画どおりとなっていますが、平成 23 年度において計画値を下回っています。

サービス名	単位	第2期計画値			実績値		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
生活介護	実人数	11	11	35	15	22	43
	人日（／月）	242	242	770	287	431	891
自立訓練 （機能訓練）	実人数	0	0	1	0	0	0
	人日（／月）	0	0	22	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	実人数	2	2	4	5	4	4
	人日（／月）	44	44	88	75	95	79
就労移行支援	実人数	5	5	5	4	3	1
	人日（／月）	110	110	110	92	76	20
就労継続支援 （A型）	実人数	1	2	2	2	3	9
	人日（／月）	22	44	44	42	46	168
就労継続支援 （B型）	実人数	3	4	6	4	1	2
	人日（／月）	66	88	132	66	49	32
療養介護	実人数	0	0	1	0	0	0
	人（／月）	0	0	1	0	0	0
児童デイサービス	実人数	5	5	6	7	8	10
	人日（／月）	12	12	15	26	34	40
短期入所	実人数	3	3	6	2	2	2
	人日（／月）	12	12	15	11	12	12

③居住系サービス

共同生活援助・共同生活介護は、概ね計画値どおりとなっています。

施設入所支援は、概ね計画値どおりとなっています。

サービス名	単位	第2期計画値			実績値		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
共同生活援助	人	5	6	7	5	4	7
共同生活介護	人	2	4	4	3	3	4
施設入所支援	人	11	11	40	12	18	36

④その他のサービス

相談支援は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	第2期計画値			実績値		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
相談支援	人	0	0	1	0	0	0

(2) 地域生活支援事業

①相談支援事業

相談支援事業は、計画値どおりとなっています。

サービス名	単位	第2期計画値			実績値		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施 か所数	4	4	4	4	4	4

②コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業は、平成22年度以降実績がありませんでした。

サービス名	単位	第2期計画値			実績値		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
コミュニケーション 支援事業	利用者数	1	2	4	1	0	0

③日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業では、排せつ管理支援用具で実績が計画値を大きく上回っています。

区 分	単位	第2期計画値			実績値		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練 支援用具	件数	1	2	5	2	1	0
自立生活 支援用具	件数	2	2	3	1	3	2
在宅療養等 支援用具	件数	3	3	2	3	2	1
情報・意思 疎通支援用具	件数	1	1	2	2	0	0
排せつ管理 支援用具	件数	30	37	48	285	305	276
住宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件数	0	2	3	0	3	1

④移動支援事業

移動支援事業では、利用者数で計画値を上回っています。

区 分	単 位	第2期計画値			実績値		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
移動支援事業	実施か所数	2	3	3	2	2	2
	利用者数	7	10	25	4	5	3
	延利用時間	411	450	500	418	495	208

⑤その他事業

日中一時支援事業は、ほぼ計画値どおり、更生訓練費給付事業は実績がありませんでした。

区 分	単 位	第2期計画値			実績値		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
日中一時支援 事業	実施か所数	5	5	5	5	5	4
	利用者数	10	10	10	7	11	6
更生訓練費給 付事業	実施か所数	1	1	1	0	0	0
	利用者数	1	1	1	0	0	0

2 平成 26 年度の数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

平成 26 年度末における地域生活に移行する人の数値目標として、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績を踏まえて、地域移行者数の目標を 4 人とします。

項目	数値	考え方
現入所者数 (A)	39 人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	35 人	平成 26 年度末の時点の利用人員
【目標値】削減見込み (A) - (B)	4 人	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	4 人	施設入所から、グループホームやケアホーム等へ移行した者の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

一般就労への移行に関する目標について、第 2 期計画策定時の目標を踏まえ、年間 1 人の一般就労への移行を目指します。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	0 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	1 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(3) 就労移行支援事業の利用者数

平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の方が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績や施設整備の実情を踏まえて、利用者数の目標を3人とします。

項目	数値	考え方
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	93 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】目標年度の 就労移行支援事業の利用者数	3 人	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績や施設整備の実情を踏まえて、利用者の割合の目標を42.8%とします。

項目	数値	考え方
平成 26 年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	9 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	12 人	平成 26 年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の就労継続支援（A+B型）事業の利用者（B）	21 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A型+B型）事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合（A）/（B）	42.8%	平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

3 障がい福祉サービスの内容と見込量

(1) 障がい福祉サービス・相談支援の内容

①訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出によって必要とされる視覚的情報の支援や移動の援護などの支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

②日中活動系サービス

サービス名	内容	
介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合などに短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス名		内容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者・精神障がい者を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型[雇用型])	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。
	就労継続支援 (B型[非雇用型])	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型では、企業等やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人等を対象とします。

③居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者、精神障がい者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者、精神障がい者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

④その他のサービス（相談支援）

サービス名	内容
相談支援	支給決定の参考とするよう、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成します。障がい者またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、障がい者の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成します。
地域移行支援 【新規】	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
地域定着支援 【新規】	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人や一人暮らしへと移行した障がいのある人などが、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。

(2) 障がい福祉サービス・相談支援 見込み量一覧

地域の実情や施設整備の状況等を勘案し、平成 24 年度から平成 26 年度の障がい福祉サービス等の利用見込みを以下の通り設定します。

サービス種別		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問系	居宅介護	時間/月	220	230	240
		人/月	12	12	13
	重度訪問介護	時間/月	210	210	210
		人/月	1	1	1
	行動援護	時間/月	10	10	10
		人/月	1	1	1
	同行援護	時間/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
日中活動系	生活介護	人日/月	1,050	1,070	1,090
		人/月	48	49	50
	自立訓練(機能訓練)	人日/月	22	22	22
		人/月	1	1	1
	自立訓練(生活訓練)	人日/月	150	190	210
		人/月	7	9	10
	就労移行支援	人日/月	60	60	60
		人/月	3	3	3
	就労継続支援(A型)	人日/月	180	180	180
		人/月	9	9	9
就労継続支援(B型)	人日/月	140	180	210	
	人/月	8	10	12	
療養介護	人/月	5	5	5	
	短期入所	人日/月	16	16	16
		人/月	4	4	4
	居住系	共同生活援助 共同生活介護	人/月	17	19
施設入所支援		人/月	39	37	35
相談支援	計画相談支援	人/月	2	3	3
	地域移行支援	人/月	1	1	1
	地域定着支援	人/月	1	1	1

4 地域生活支援事業の内容と見込量

(1) 地域生活支援事業の内容

① 必須事業

○ 相談支援事業

障がい者等の福祉に関する様々な問題について専門的に相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

有明圏域2市4町で連携して、下記の4箇所の事業所に委託して実施するとともに、これらの相談支援事業所と福祉課との連携強化に努めます。

■ 障害者相談支援事業 実施事業所一覧（2市4町で委託）

施設名	主な対象	住所
たまきな荘	身体障がい者	玉名市玉名 2194
精粹園	知的障がい者	玉名郡和水町大字萩原 1172
長浦通勤寮	知的障がい者	荒尾市増永 2299-2
ふれあい	精神障がい者	玉名市小野尻 5

※平成23年12月現在

○ 成年後見制度利用支援事業【新規】

判断能力が不十分な障がいのある人が、障がい者福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対しての補助を行います。

○ 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核として、関係機関・団体による「地域自立支援協議会」を2市4町で共同で設置・運営しています。

○ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。

○日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、下表の日常生活用具の給付・貸与等を行い、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

■ 日常生活用具給付等事業の種類

種類		内容
日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者（児）の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計などの、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
	排せつ管理支援用具	ストマ用装具等の障がい者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品であって利用者が使用でき実用性のあるもの。
住宅改修費助成事業	障がい者（児）の居宅生活動作等を円滑にするための小規模な住宅改修に対して費用の一部を助成します。	
点字図書給付事業	視覚障がい者にとって重要な情報入手の手段である点字図書を給付することにより、点字図書による情報入手を容易にすることを目的として実施します。	

○移動支援事業

従来、「在宅生活支援事業」として実施していた事業であり、屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

②任意事業

○日中一時支援事業

日中に一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対して、日中活動の場を提供することにより、障がい者の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。

○更生訓練費給付事業

身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、身体障害者更生施設や身体障害者授産施設に入所している障がい者に対して、更生訓練費を支給する事業であり、今後も継続して実施していきます。

(2) 地域生活支援事業 見込み量一覧

区分	サービス名	単位	必要量見込み			
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
必須事業	相談支援事業					
	障害者相談支援事業	箇所	4	4	4	
	成年後見制度利用支援事業	箇所	1	1	1	
	コミュニケーション支援事業	人	1	1	2	
	日常生活用具給付等事業					
	介護訓練支援用具	件	3	3	3	
	自立生活支援用具	件	3	3	3	
	在宅療養等支援用具	件	2	2	3	
	情報・意思疎通支援用具	件	1	1	2	
	排せつ管理支援用具	件	300	325	350	
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	3	
	移動支援事業		箇所	2	2	2
			人	7	10	13
		時間	476	650	840	
任意事業	日中一時支援事業	箇所	4	4	4	
		人	8	9	10	
	更生訓練費給付事業	箇所	0	1	1	
		人	0	1	1	

5 サービスを円滑に実施するための方策

(1) 制度・サービスの周知

障がい者が「障害者自立支援法」や「障害者総合支援法（仮称）」に基づく福祉サービスを適切に利用できるよう、法律やサービスの内容、利用手続き等について、広報やチラシ、パンフレットをはじめとした様々な媒体を活用して、わかりやすく、かつ障がいの種類に応じた適切な情報提供を図ります。

また、媒体だけでは情報が行き届かない人も多いため、相談窓口での説明・情報提供を徹底するほか、日常的に障がい者と接する機会の多いサービス事業者等と連携し、これらの関係機関・団体を通じた情報提供に努めます。

(2) 公正な認定区分審査の実施

介護給付等の支給決定に関する認定区分審査会において公正な審査が行われるよう、県等と連携して審査員の研修等を実施していきます。

(3) 地域生活移行や就労移行に向けた関係機関等との連携

「障害者自立支援法」が目指す障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行を進めるためには、地域の様々な関係機関・団体との連携が不可欠です。

このため、有明圏域2市4町で運営している「地域自立支援協議会」を中心に、保健・福祉・医療はもとより、労働・教育等に関わる地域の関係機関・団体との連携を強化し、障がい者の地域生活移行や就労移行を支援していきます。

(4) サービス見込み量の確保策

サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。また、基幹相談支援センターの設置など、相談支援の強化を図り、利用者が必要とするサービスへとつなげられる体制づくりを進めます。

特に、ケアホーム、グループホーム等については、地域での居住の場として確保されるよう、サービス事業者や関係機関へ設置を働きかけます。

今後は障がいを持つ子どもに対する支援体制の強化を図る必要があることから、今後実施される予定の児童発達支援などのサービスをはじめとするサービス量の確保に向けて、自立支援協議会内で協議を進めます。

また、ホームヘルパーや施設職員等に対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。

第2章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

計画の進捗状況については、年度ごとに進捗状況を把握し、点検・評価していきます。

点検・評価の結果については、地域福祉計画等進行管理委員会による、計画の推進に対する意見等により適宜把握するとともに、計画の推進状況について情報公開等により町民へ発信できるよう努めます。

2 庁内の連携体制

計画の推進にあたっては、福祉分野の取り組みに限らず、就労支援や地域生活への移行支援などの施策展開も必要であり、保健・医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅など多様な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課との連携、調整を図りながら計画を推進します。

3 町民・関係団体等との協働

障がい者施策の推進にあたっては行政のみならず地域で活動する様々な団体・機関等との連携が不可欠です。このため、障がい者団体やボランティアをはじめ、企業・事業所やハローワーク等の就労に関わる団体・機関、病院や福祉施設、サービス事業者等の保健・医療・福祉に係る専門機関、また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域の福祉団体等の様々な関係機関・団体との連携・協働のもと推進します。

4 国・県・有明圏域各市町との連携

障がい福祉サービスや相談支援体制の基盤整備など、障がい者に関わる施策は、本町だけでなく広域的に取り組む必要がある内容も多いことから、国や県との連携はもとより、有明圏域2市4町で実施している自立支援協議会を中心に、定期的な事務レベルの会議、部会等の開催など連携を密にとりながら、計画を推進していきます。

第 4 部 資料編

1 計画策定の経緯

年月日	内 容
平成 23 年 10 月 13 日	第 1 回 南関町地域福祉計画等策定委員会 ・ 委嘱状交付 ・ 委員長選任 ・ 計画の趣旨等の説明 ・ 地域福祉計画等の進捗状況について ・ 障がい者計画に関するアンケート結果について ・ 計画に関する自由討議 ・ 今後の進め方について
平成 23 年 11 月 28 日～ 12 月 1 日	地区懇談会の実施 ・ 「私たちの住む地域を見つめよう！」 ・ 「地域の課題を解決しよう！」
平成 23 年 12 月 27 日	第 2 回 南関町地域福祉計画等策定委員会 ・ 第 2 次南関町障がい者プランについての検討 ・ 第 2 次南関町地域福祉計画についての検討
平成 24 年 2 月 7 日	第 3 回 南関町地域福祉計画等策定委員会 ・ 第 2 次南関町障がい者プラン案についての再検討 ・ 第 2 次南関町地域福祉計画案についての再検討
平成 24 年 2 月 29 日	第 4 回 南関町地域福祉計画等策定委員会 ・ 第 2 次南関町障がい者プラン案についての最終検討 ・ 第 2 次南関町地域福祉計画案についての最終検討

2 南関町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

平成 18 年 8 月 17 日訓令第 25 号

南関町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置の目的)

第 1 条 この要綱は、南関町地域福祉計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定並びに施策の展開に関し、町民の意見等を計画に反映させ、施策の円滑な推進に資することを目的として、南関町地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定及び施策の推進に関すること。
- (2) その他計画の策定及び施策の推進に関して必要な事項

2 委員会は前各号に規定する事項に関し町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員代表
- (2) 老人クラブ連合会代表
- (3) 身体障害者協議会代表
- (4) 知的障害者家族会代表
- (5) 精神障害者家族会代表
- (6) 社会福祉施設代表
- (7) 社会福祉協議会代表
- (8) 保健医療代表
- (9) 地域婦人会代表
- (10) 区長会代表
- (11) 学識経験者
- (12) 南関町議会議員代表
- (13) 南関町教育委員会代表
- (14) 南関町助役

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する諮問にかかる事項が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

- 3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は委員として議決を加わることはできない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めて、意見を述べさせ若しくは説明させ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

3 南関町地域福祉計画等策定委員会 委員名簿

	各関係団体名	役職名	氏名	備考
1	民生委員・児童委員代表	会長	中島 雄一郎	委員長
2	老人クラブ連合会代表	会長	阪口 睦雄	
3	身体障害者協議会代表	会長	川上 憲介	
4	知的障害者家族会代表		北山 貴久子	
5	精神障害者家族会代表	会長	渡辺 アツ子	
6	社会福祉施設代表	社会福祉法人臼間会理事	原田 正典	
7	社会福祉施設代表	南関第一保育園園長	勝田 早苗	
8	社会福祉協議会代表	事務局長	大木 千恵美	
9	保健医療代表	大林医科歯科	佐藤 彰洋	
10	地域婦人会代表	会長	田中 喜代子	
11	区長会代表	会長	佐藤 安男	
12	学識経験者		野田 泰臣	一校区
13	学識経験者		福山 悦子	二校区 副委員長
14	学識経験者		布志木 良一	三校区
15	学識経験者		大法 真奈美	四校区
16	議会議員代表	産業厚生常任委員会委員	打越 潤一	
17	教育委員会代表	教育長	大里 耕守	
18	副町長		本山 一男	

4 用語解説

■ あ行 ■

NPO (Non-Profit Organization)

行政・企業とは別に、社会的活動をする民間組織のこと。平成 10 年にこれに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立し、この法律により認証された法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。

■ か行 ■

介護予防

元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを指す。

緊急通報システム

日常生活を営む上で常時注意が必要な一人暮らし障がい者や高齢者世帯等に緊急通報機器を設置し、急病の際に消防署に通報を送り、近隣協力員の協力を得て救援されるしくみ。

■ さ行 ■

支援費制度

措置制度に代わって平成 15 年 4 月に開始された障がい者福祉サービス利用制度。障がい者自身が希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだ上でサービスを利用する制度。

自殺対策基本法

平成 18 年 10 月に施行された法律で、自殺対策を総合的に推進する上で必要となる基本的な事項を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするもの。

授産施設

一般就労が困難な障がい者を対象に、入所または通所により、自活に必要な訓練を行うとともに、福祉的就労の場を得て、自立に必要な支援等を受ける施設。

生涯学習

自己の充実・啓発や生活向上のため、各人がその自発的意思に基づき、必要に応じて、自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習活動のこと。生涯学習には、学校や社会の中で組織的に行われる学習活動だけではなく、個人的な学習活動、さらにはスポーツ、

文化、趣味、レクリエーション、ボランティア活動など様々な形で行われている。

障害者基本法

障がい者のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。

障害者雇用促進法

「障害者の雇用の促進等に関する法律」のこと。障がい者の雇用促進、職業リハビリテーション、職業生活の自立など、総合的な措置を行い、障がい者の職業の安定を図ることを目的とした法律となっている。

平成 18 年 4 月の法律の一部改正により、具体的な支援として精神障がい者に対する雇用対策の強化や、在宅就業障がい者に対する支援、障がい者福祉施策との有機的な連携などが新たに追加され、平成 21 年 4 月の一部改正では、福祉的就労から一般雇用のための支援体制の充実や、精神障がいのある人に対する雇用施策の充実などが追加された。

ジョブコーチ

障がい者が職場に適応できるよう、ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向いて、障がい者が仕事に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援を行い、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行う。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法第 15 条に基づき、法別表が定める身体障がいの範囲・程度に該当する者に対し、当該障がい者の申請（本人が 15 歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請する）に基づいて交付されるもので、同法による福祉サービスを受けることができることを示す証票であり、都道府県知事の指定する医師の診断書・意見書を添付して都道府県知事に申請する。

生活習慣病

体に害を及ぼす「悪い生活習慣」を長く続けることによって引き起こされる病気の総称。以前は「成人病」と呼ばれていたが子どもでも発症するようになったため「生活習慣病」と呼ばれるようになった。脂質異常症、高血圧、糖尿病、がんなどが代表的。

精神障害者保健福祉手帳

平成 7 年 10 月、精神障がい者で長期にわたって日常生活または社会生活への制約がある人を対象に創設された。手帳の交付を受けた人には、関係行政機関などの協力により、各種のサービスが提供され、精神障がい者の社会復帰、社会参加を図ることを目的としている。

成年後見制度

認知症のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力の不十分な人が財産管理や身上監護についての契約等の法律行為を行うときに、本人の意思をできる限り活かしながら、権利と財産を守り支援する制度。

措置制度

行政庁が社会福祉の対象となる者に対して、各福祉法の規定に基づいて行う援護、育成、更生に関わる行政処分を指す。

■ た行 ■

地域包括支援センター

高齢者の生活を支援する地域における総合的なマネジメントを担う機関で、総合的な相談窓口機能、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援機能を持つ。

特定健康診査・特定保健指導

平成 20 年から始まった生活習慣病予防のための健康診査・保健指導。特定健康診査は、メタボリックシンドロームに着目した健康診査で、特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できるメタボリックシンドロームとその予備群の方に対して生活習慣を見直す支援を行う。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症を含め障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

トライアル雇用事業

障がい者に関する知識や雇用経験がないことから、障がい者雇用をためらっている事業所に障がい者を試行雇用の形で受け入れてもらい、本格的な障がい者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。

■ な行 ■

日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、認知症等があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。利用者の参加を得て策定した支援計画に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、

日常的金銭管理等を行う。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

■ は行 ■

発達障がい

発達障害者支援法における発達障がいとは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義している。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くという意味。広くは障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のことで、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

福祉的就労

障がいのため、働く機会が得られない障がい者の働く権利を保障する場。授産施設や小規模作業所などを指すことが多い。

ボランティア

自発性に基づく活動、及びそれに携わる人のこと。

■ ま行 ■

民生委員・児童委員

民生委員法、児童福祉法に基づき、市町村に配置された地域住民を支援する民間の奉仕者で、地域の立場に立って、住民の身近なところで相談援助などを行う。

■ や行 ■

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障がいの有無に関わらず、すべての人が利用可能なように常によりよい都市や生活環境を創出していこうとする考え方。

■ ら行 ■

ライフステージ

人の人生をいくつかの段階に区分したもの。乳幼児期、学齢期、青年期、高齢期等。

リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加をめざすとの考え方。

療育

障がい児に対する医療や教育など、発達を促すための一連の取り組み。

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がい者と判断された人に対して交付される手帳。障がいの程度表示は最重度・重度は「A」、中度・軽度は「B」となっている。

第2次南関町障がい者プラン

平成24年3月発行

発行 南関町 福祉課

〒861-0898

熊本県玉名郡南関町大字関町1316

TEL (0968) -53-1111

FAX (0968) -53-2351
